

第四百十二回国会

参議院労働・社会政策委員会会議録第十三号

平成十年三月三十一日(火曜日)
午前十四時四分開会

委員の異動

三月三十日

辞任

阿部 正俊君

三月三十一日

辞任

勝木 健司君

補欠選任

坪井 一字君

補欠選任

平田 健二君

出席者は左のとおり。

委員長

鹿熊 安正君

理事

石渡 清元君

海老原義彦君

笹野 貞子君

大脇 雅子君

吉川 春子君

委員

狩野 安君

小山 孝雄君

佐々木 満君

佐藤 静雄君

坪井 一字君

橋本 聖子君

長谷川 清君

平田 健二君

木庭健太郎君

山本 保君

藤澤 弘君

都築 讓君

堂本 暁子君

国務大臣

労働大臣

伊吹 文明君

政府委員

防衛施設庁次長

労働省労政局長

労働省女性局長

労働省職業安定局長

労働省職業能力開発局長

小澤 毅君

澤田陽太郎君

太田 芳枝君

征矢 紀臣君

山中 秀樹君

山岸 完治君

高橋 秀樹君

猪俣 弘司君

清水 潔君

霜島 一彦君

井口 直樹君

山野 昭二君

説明員

人事院事務総局職員局職員課長

外務省北米局日米安全保障条約課長

文部省高等教育局大学課長

厚生省保険局保険課長

社会保険庁運営部保険管理課長

水産庁漁政部国際課長

本日の会議に付した案件

○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鹿熊安正君) ただいまから労働・社会政策委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨三十日、阿部正俊君が委員を辞任され、その

補欠として坪井一字君が選任されました。

○委員長(鹿熊安正君) 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○笹野貞子君 皆さんおはようございます。民友連を代表いたしまして質問をさせていただきます。

実は、先日の委員会とき、私、沖北の委員会とバッティングしておりまして、本来ならば皆さんのいい質問、また大臣の御答弁を本日は聞けなければいけないところを大変失礼いたしました。おわびをいたしたいというふうに思います。

きょうは大任にいらんなことをお願いしたいと思っています。それで、本当ならば、私はちゃんと質問通告をしてきちんとしたお答えをいただきたいと常々思っていたのですが、いろいろなことがありまして、そのいろいろなことの中に大田区のことなんかもありまして、ちよつともう疲れたりのしまして、余りきちつとした質問の御通告もできずに、きょうは大変さういふ点では申しわけない質問になると思いますが、前もって、どうぞ大臣、お許しをいただきたいと思っております。

実は、きょう朝来るときにサンデー毎日という週刊誌、余り私は読まないんですけども、労働省関係の記事が載っていたものですから、今ちよつと買って急いで読んでみましたところ、私がこの間の一般質問のとき大臣に、派遣業というのは非常に危険ですよということを申し上げたんですが、その派遣業のことがまた出ておりまし

た。

今度は大変な、詐欺的な状況というんでしょうか、派遣を世話してやるといって十万円とか十一万円の契約金を取って、取った後は、にせの人とかあるいはサクラの人を派遣してみんな断らせて、結局だめだったんですというのがすく出てくるというのが出ております。この中に、労働省の幹部に聞いたところ、それはもう詐欺で大変でしたと驚きの声を上げていたという、こういう文面が載っております。これは驚いてばかりもいられないんで、私たち女性にとっても大変ゆしき事実です。こういう派遣業がこれからますます規制緩和の波でどんどん手広くやっていくという中で、私は危機を抱くものですから、本日にこれは何も質問の通告もいたしておりませんが、まづもって大臣に、こういうことに対して、こういう事実があるんだということをこの週刊誌を見まして、大臣、ちよつと御感想をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) まことに申しわけありませんが、実は私はほとんど週刊誌は読まないことになっておりますので、今先生がおっしゃった内容についてもつまびらかにはいたしません。人材派遣というのは、終身雇用以外の形で働きたいという方もいらっしゃることは知らしめるわけであって、そのような方にはそのような道を開いておかなばならない、その人たちの選択を奪ってはいけません。金銭にしろいろいろな商売にしろ、その仕組みを使った破産違法な行為というのは、これはどこにでも、やろうと思えばできないわけではないわけであって、責任を持つていては、省庁としては、そういうことが起こらないように、やるべき注意を払って指導を、自由化の世の中ですから指導という言葉はよくないのかもわかりませんが、私は

やっぱり最低限のルールを守らせるために公にやらねばならないことはきちんと残すべきだということ見なす。

また、派遣関係の仕事がふえていけば、本来つけるべき社会保障関係の経費をつけずに派遣をするというふうなこともあつてはならないことであつて、むしろそういうものの全体に労働者としてきっちり目を配れるような状況にした方が私はいいと思うんです。今、実際は認可されていないような業種について何か裏でやっていると、そういうことがあつては私はいけないと思いますし、悪いことをしたのがあるから、本質的なことそのものをやめておこうとかというのは先生は決しておっしゃっているわけじゃないと私は思いますので、そういうことも拳々服膺しながらやらせていただきますと思っております。

○笹野貞子君 何でもそうなんですけれども、法の網をくぐるという悪い人が出てくるわけで、そういう人のために善人が泣かれないようになきちつとした仕組みをこれからどうぞ労働省としては御配慮いただきたい。そうしなければ、本当に善人が泣かされるような世の中になっていくというふうに思いますので、そういう点を申し上げたわけでございます。

続きまして、この質問をすると経済、財政に強い大臣の土俵にみずから上がって私は返り討ちになるんじゃないかという不安を感じながら、しかしやっぱりこれは聞いておかなきゃいけないと思つてお聞きしたいと思ひます。

実は、今度の雇用保険法の改正に当たりまして、国庫負担がカットされるというのがあります。そういうことをしながら、私、この昨今の政府の財政のいろんな政策を見ますと、ちよつとかしいなという感じがどうしてもいたします。京大の佐和先生、経済の権威者ですが、彼の言をかりますと、橋本政権の経済政策は状況に流され、その場限りの首尾一貫しない場当たり的な政策であると。

私も、ここの一週間を見ておると、財政構造改革

法案をつくつて、これから二千年に向けて赤字国債はゼロにしないといけない、次の後世に赤字を、借金を残さない、こう言うのと全くそのとおりというふうに思ふんですが、言つたしりから、いややっぱり不景気だからやめておこう、十六兆に及ぶ経済対策を平成十年度予算の審議中に出してこれを御議論いただく。実に朝令暮改とでも言うんでしようか、こういう経済政策に私自身もちよつとおかしいな、こんなことでいいんだろかという思いでいっぱいなんです。そして、不景気だから大型の公共投資をしよう、ある時は十六兆と言つたり六十兆と言つたり、いろんなことを言うわけです。

私は、今大変こういうふうに経済的な不況のときに、それだけ方向転換をして大型の経済対策をとると言うならば、今度の雇用保険法の国庫負担というのはたつた百八十億、たつたという言い方は大変これは不遜ですけども、しかし十六兆とか六十兆とかいうけたからすると、百八十億といふこの国庫負担をカットするというのは、私は国民の消費マインドを上げるためには、私はちよつとおかしいのではないかと。お金持ちの人はどんなときにも消費マインドは高いので、消費が落ち込むというのは庶民とか私とか、そして高齢者のこういう弱い立場にある人がこういう不景気になったら買い物を控えようというふうに思ふわけで、今度のこの法案というのは、そういう点では私は全く弱い者いじめ、一番弱い人のところへしわ寄せをするという気がいたします。

経済的に大変御遺詔の深い大臣のことです。で、この法案のこういうやり方というのはちよつと早過ぎやしないか、国の政策がそれだけ大きく変わつていくときにこういうことではないのかどうかというのを私はお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、現在平成十年度の予算を本院で御審議をいただいているわけでございます。政党政治でございますから、与党それから野党の皆さんを含めて、現在の景気状況

の中でどういうふうにしたらいいかといういろいろな御意見を出されるのは、私はそれは自由だろうと思ひます。

しかし、十六兆というのは、これは先般の閣僚会議でも与党三党からそういうお話がございました。私もそのときに確認の発言をしておりますが、十六兆というのは有効需要ベースの話ですが、国民計算上の話です。財政は、例えば十兆円の中道空港建設費を計上するとして、金利は三割でございます。十兆円の三割というのは三百億です。三百億だけ一般会計で負担すれば十兆円の仕事はできるわけですが、一年に限って言えば、つまり、有効需要というか、経済ベースでは十兆円であっても、一般会計の負担は三百億といふことはあるわけです。したがって、これは有効需要ベースの話です。それと、これをまず確認してございいます。そうなんですという答えを先方はしております。

その後、総理が、きょうはこういうお話を承りました。政府としては一つの御提言として検討させていただきますというのを言つておられるわけでございます。与野党が御提言になつていくことを政府として実行するかどうかという話は何も決まつておりません。これは、物の流れとしてそういうことになつていくということでございます。

それから、国庫負担をカットするということは、所管大臣としてはやりたくないことです。これは当然のことでありまして、私たちは働く人たちのために仕事をさせていたたいという立場からすれば、国庫負担はたくさんいただければいいだけ。結局保険料が少なくて済むわけなんです。

しかし、先生も御承知のように、この雇用保険を特別会計として経理しているというところは、つまり特定の人たち、民間で働いておられる人たちを対象にして失業された場合の保険として保険料率から保険をいただいて、それに備えるための仕組みとしてつくつていくわけです。したがって、

そこには、自営業者の方や公務員の方は入つておられないんです。この労災には。その方々も実は所得税は納めていらつしやるわけなんです。

国庫負担というのは、そういう国民からお預かりをした税金の実は固まりでございます。その全国民からいただいた税金を、一部の方々の目的のためにつくつた特会に入れるについてはそれなりの理由が必要でありますし、一般会計というか、全国民の財政のバランスというものをやっぱり一つ考えておかなければならないわけです。

そこで、私たち今に生きる者は、自分たちが納めている税金以上の公共サービスを受託しているといふことは、これは数字の上では否定できないことです。その結果、私たちの子供や孫の時代にその借金をお返ししなければいけない、利子を払わねばならないということが起つてまいります。そういうことは、残念ながら後世の私たちの子供や孫は、自分たちが納めた税金の使用権という決定権というものを私たちの今の暮らしのために奪われちゃつていくというわけです。そういうことはやはり世代間の公平からしてやつてはいけないうらうという一般会計の要請もございいます。

私の方は、カットはだめだと、むしろもつと出せという立場でございます。その辺のやりとりがございいますので、それではこの程度だけは我慢しよう、しかし将来的にこの雇用保険の経理が悪くなつて保険料率を上げなければならぬときは大蔵大臣、このままじゃ納得できませんよ、そのときはそれなりのことをきちつとしてもらわねばならないというのを実は大臣折衝のときに申し上げて、その労働大臣の発言を重く受けとめまして、その中でございまして、国家全体のバランスの上から暫時こういふことはそれじやお引き受けしなう、こういうことになつたわけでございます。

○笹野貞子君 今の大臣のお話を承りまして大臣も大変努力をなさつておられるということがわかりましたけれども、しかし私の感覚からしますと、

カットしてもいい助成金、補助金というのは本當にいっぱいあるので、国家とは何のためにあるかというこの大命題からいたしますと、やっぱり国家というのは一番弱い人のために何かをする、そういう大命題があるというふうに私は思っております。

これから超高齢時代に入るわけで、そういうときにこの高齢者給付金というのは私はある一定の役割を果たす、つまり勤労意欲というんでしょか、そういうのを果たすというふうに思っております。ひとつ大臣、大蔵大臣との間でそのような約束をしたということ、これはきょうのこの議事録にも残りますし、また大蔵大臣から復活させてもらえる時期を早くしていただければ、また労働大臣が名大臣として残るといふふうに思いますので、その点はどうぞその約束を実行していただきたいというふうに思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 実はこれは雇用保険特会の収支が悪くなつて、そして料率を動かさなければならぬようなときには、私はこう大蔵大臣に言っておりますので、その時期が早く来たら実は困るわけでございます。働く人たちの保険料が上がるわけですから、そういう時期が来ないようこの保険を運営していくというのが私は一番ポイントだと思います。

それから、先生は先ほど一般的な雇用保険の補助率のお話としての御質問でございましたので私はそれにお答えしたわけですが、高齢者の方々の継続の求職者給付金は、これは六十歳から六十五歳の方々が働いていらつしやる場合にはこの求職者給付金は出るわけですが、そのかわり年金の方で調整をされちゃつていくわけなんです。

六十五歳以上になりますと、六十五歳以上で実は働いておられて失業された方と、もともと働いていらつしやらない方とお二人おられます。そして、もともと働いておられない方は年金だけでもらつておられるわけです。働いておられて失業されたか六十五歳でおやめになった方は求職者給付金と年金とが両方もらえるわけです。これは負担

と給付の関係から言つてややそこらに不公平が生ずるんじゃないかというので調整をしたわけなんです。

率直に私の希望を言えば、これは本来はやはり年金の方で調整をすべきで、働いて給料をもらっているからといって年金を辞退された方は、七十歳で今度はもう年金生活に入られるというときに年金會計がかなり改善をしてくれば、本当は辞退されたものを上乗せして差し上げるようなやり方をすれば働く方の意欲もぐんと出てくると思ふんです。将来的には、年金財政がかなり改善をした段階でそういう形へ持っていくべきだなという気持ちは、実は私は政治家としてはしておたわけです。

○笹野貞子君 私は、今この交付金を非常に下げたんだん年金の方に移行するという制度自体がやっぱりちよつとおかしいんじゃないかというふうに思つております。ですから、年金は年金でもらえるものもあらう。しかし、勤労意欲を持つて六十五歳以上になつても働くという人には何らかの報償があつてしかるべきだといふふうに思ひます。その点は、こういう制度をマイナスの方向にやなくてもっと発展的な方向に持つていく、それが労働行政じゃないかというふうに私は思ひますので、ひとつ御努力いただきたいというふうに思ひます。

きょうは、時間があつてないような感じになりました。たくさん聞きたいんですが、これを落とすにはきょうの質問の意味がありませんので、やっぱり女性の問題に行きたいと思ひます。

看護休業というのは女性だけじゃないんですけれども、しかし現実問題としては女性がほとんどです。この問題についてお聞きしたいと思ひます。

介護休業制度は、私が労働委員長のとときに大変な反対がありまして、私自身はその当時野党でしたけれども、いろんな制度の欠陥はあつたとしてもやっぱり女性にとつてはこの制度そのものはなければいけないという、そういう思いで通した法

案なんです。

そして、今にして思えば、私がそのときいろいろな欠陥があつてもというその欠陥がいろいろなところで大変なやつてきていますから、私が一〇〇%こうありたいと思つてこれをこれから大臣にお聞きしたいというふうに思ひます。

まず、平成九年六月の均等法の改正の際、労働委員会では「少子・高齢化の進展を踏まえ、看護休暇、保育・介護施設など職業生活と家庭生活の両立支援対策を充実強化すること」という附帯決議がされております。私たち女性にとつてはこの附帯決議というのは非常に重い附帯決議なんです。が、今この保育をして介護というのやや目鼻がついたんですが、これに努力することという、看護休業のことについて大臣はどのようにお考えですか。

○政府委員(太田芳枝君) 先生御指摘の昨年の附帯決議の中で看護休業のことが言われておるわけでございますけれども、看護休業制度につきましては、平成八年に調査をいたしまして、その結果でございますが、現在まだ導入企業が八・二%でございます。私どもは今後この制度がさらに普及していくように努めているところでござい

○笹野貞子君 私は労働条件の改善、労働福祉というんでしょかね、これの発展が人間の文化のパロメーターだといふ考え方を持っております。かつて奴隸市場で人間が売買された、あるいは岡場所で女性がそこにさらされて売り物にされた状態から、働くといふことが人間そのものであるといふ考えから文化といふのは生まれてきたんじゃないかというふうに思つております。

そして、今私たち女性が育児をして介護、もう一つは突発的な病気が起きたり、そういうときには看護するといふ、そういう休業制度というのはこれから非常に必要だといふふうに思ひます。大臣、看護休業といふのを大臣のときにおつくりになつたといふと、女性からわつと高い評価をいただけるというふうに思ひますので、ひとつその点

も御尽力いただきたいというふうに思ひます。さて次に、介護休業のところでも幾つかの問題点がありますので、大臣にお聞きいたします。

一つは期間の問題です。三カ月という期間はいかに短い。これは育児休業が一年というふうにして決めるわけですから、三カ月で渡り老人が治るわけではありませんが、また若い人なところのホームヘルパーさんというのは大体三カ月以上の人を対象にしているわけで、やっぱり介護休業も三カ月という期間はぜひとも長くしなければいけない、これはもう国民の声なんです。それについてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、看護、介護について女性とおつしやる必要は全く私はないと思ひます。私も家内を看護することはありますし、私の事務所の者でも、奥さんがぐあいが悪いときは休みをとつて御主人が当然そういうことをするわけだとして、共生社会でございまして、お互いに助け合つてやつていくような時代をつくらねばならない。そういう意味で、今先生がおつしやつたような制度は拡充されていくべきだと私は思ひます。

介護休業について言えば、現在の三カ月の制度というものは、私も父を介護してみた経験からいふと、それはもう短いと思ひます。しかし、この三カ月の休業をとつておられる方の率というものを考えますと、まずこれが一〇〇%近くとられるという状況をつくり出すということが、私は物事の進め方としては第一じゃないか。

それから、将来的にこれを例えば六カ月とか一年とかやつていくためには、やはり企業としてもその負担に耐えられるようなそれなりの経済状況をつくつてやらねばなりませんし、介護休業をおとりになる方に対して休業の給付を差し上げるだけの、家計が苦しくなく保険料の負担ができるような給付を差し上げる経済状況を実現はつていかねばならないわけです。そういうもののバランスの上に国政というのは成り立っているわけで、先生のおつしやつた方向をやはり理想の旗として

掲げながら現実を踏まえて努力をしていく、こういうことだと思います。

○笹野貞子君 介護休業の休業給付というのは十一年の四月からですが、それまでの間、労働省は介護休業制度を導入した企業に対して補助金を出して助成をしているんですね。それをどのぐらいとしているか、助成額はどうかの数字を教えてください。

○國務大臣(伊吹文明君) 済みません。今私が申し上げた低い率というのは、今先生が御指摘になつたもので見た率でございますので、政府委員から答弁させます。

○政府委員(太田孝校君) 私どもでは、介護休業をできるだけ早く導入していただくために介護休業制度の奨励金というものをやっておるわけでございまして、これは最初の利用者が生じたときに中小企業で七十五万円、大企業で五十五万円をお支払いします。また、二人目以降の利用者が生じることには中小企業で二十万円、大企業で十万円をお支払いするものでございまして、平成七年十月から始めたものでございます。

平成十年は後ろ半年ということもございましたが、P・R期間というふうに思っていただければと、思うわけですが、平成八年度におきましては約五百件の実績がございまして、また平成九年度におきましてはまだきちとした数字は出ておりませんけれども、おおむね倍くらいになるといふふうに聞いておるわけでございます。

○笹野貞子君　五百件とか千件というのは、これはいかにも少ない数字であることがわかります。これはなぜかという、やつぱり休んじやうと給料がもらえないのと、また三カ月という期間が中途半端で使いつらいという、そういうところは私はいろいろと起因をしているというふうに思うんです。

給付が大体二五％という、これは先ほど大臣は男性も女性もと言いましたけれども、しかし二五％という割合でいきますと、女性の給料の方が男性より圧倒的に低いわけです。そうすると、高

い男性の方が仕事を休むと給料が入らなくなる。じゃ、やっぱりしょうがない、犠牲になるのは女性だということになるので、そういう点では女性の方が、今はもちろん介護は奨励金を出していたとしてももらっていない人の方が大部分なので、ここはもっと改善する必要があるというふうに思っています。

そこで、これは大臣にお聞きするといふよりも厚生省の分野なのですが、しかし、大臣は、厚生省と縦割り行政じゃなくて、これから大いに行革もあることですから頑張つていただいで、今宵児関係休業は健康保険や年金制度の政策面から社会保険料が免除されております。しかし、介護休業ではこれはどうなさるのか。介護休業も大事にしなければ、せつかく二五％もらつても、この料金を払つたらものすごく少なくなつてしまふわけです。そういう点はひとつ大臣、これは厚生省の方々と交渉していただかなきゃいけないんですが、その御感想。

○政府委員(征丈紀臣君)　ただいまの点でござい
ますが、先生御指摘のように、育児休業給付につ
いてそういう制度的な問題があつて、介護休業給
付については現時点においては、ない、こういうこ
とでございしますが、この点については厚生省にお
きまして関係審議会等でどうするかを検討中とい
うふうに聞いております。

制度のあり方としては、バランスを考えればやはり先生の御指摘のような考え方の整理がいいのではありませんかと私どもも考えますけれども、現実問題として、これにつきましては厚生省の所管部局層で検討中でございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○笹野卓子君 私は、その検討中ということを知りまして、これはよほど労働省の方が頑張つてやらなければ、この財政構造改革的に緊縮財政なんだという、国を挙げて一たんアドバールンを上げているわけですから、そっちの方の政策に乗つてカッとするのか、それとも、いや、やっぱり経済を復興させないといけないのか。このごろ

の政府は使い分けをしますので、強いところには経済を活性化しようと言い、弱いところは緊縮財政と言う、こういう使い分けをすることは非常に私は危険だと思います。その点は労働大臣としては、労働省というのは働く人のためにある省であつて、通産省と違ふわけです。

私が大臣にちよつと危惧を抱くのは、大臣はお金持ちの人のことしかわからないんじゃないかなという気がいたします。今度京都へ帰つたら、ぜひとも私と庶民のおつき合ひをさせていただきまして、女性とか庶民というのはまちままとやっているんだということを御理解いただきたいというふうには思います。

何か御感想ありますか。

○國務大臣(伊吹文明君) いや、私は小さな社会に住んでおりまして、先生のような大きなお宅に住んでおりませんので、お金持ちの生活はわかりかねますが、先生は先ほど御自分を弱い立場とおっしゃったように、大体強い人は自分を弱い立場と言うのが普通なんでございます。

私が庶民のことがどれだけわかつてゐるか、それは周りの人、有権者が判断してくれることだとおもいますが、私のうちにはもう長年中小企業としての苦しみをなめ尽くして三百年ばかり営業を続けているうちでございまして、本當の働く人の気持ちちというのは、大企業の春闘などで今論じられているものではないことは十分承知いたしております。

○世野貞子君 京都というところは、お金持ちと
いうのは資産であつて、お札束じゃないんです。
だから、この三百年というのはすごい資産で、そ
ういう点では、大臣はひとつ働く人の立場に立つ
てこれから行政をお願いいたしたいというふうに
思います。

さて、もうこれは絶対大臣に聞いておかなきゃいけないということばかりになりましたので、沖繩の問題を一つお聞きしたいというふうに思っています。

沖繩にはいろいろな問題があるんですが、先ほ

と沖縄振興策に関する法案が通つたところでございます。非常にいいんですが、そこで私は、一つ労働行政としてこの振興策とタイアップしながらやらなければいけない問題があるのじゃないかなという気がいたします。

それは、私も沖繩に何度も行っておりまして、この間は宮古島のすぐ近くにある伊良部島というところに行きました。そこに下地島空港という大空港があることを発見いたしました。この空港は三千メートル級の滑走路を持っておりまして、三千メートルというとジェット機の発着ができるということなんです。ところが、この空港をつくったはいいんですけれども、今はもう活用することがなくまさに眠ってしまっているというのを聞きまして、何とむだなことをするのか。それこそ巨額な税金をつぎ込んで、活用しなくなつたからもうそのまま寝かせてしまふというのは、これが日本のむだ遣いの典型的な例なんです。

そこで、嘆いてばかりもいられませんので、我
が愛すべき労働省といたしましては、沖縄に短期
大学校があるんですが、これは知事も非常に力を
入れて、沖縄の若年層の失業をフォローするため
には能力開発をしなきゃいけない、技術を身につ
けなきゃいけないということで四年制大学校にな
ると思いますが、この四年制大学校になったとき
のカリキュラムをどうするかを私はまず知りた
い。

国がやる仕事ですから、民間でもできるような仕事というよりもパイロット養成とかヘリコプターの操縦士というようなもの、私は余計なことを言いますが、この間選抜の高校野球を見ていますと、航空高等学校があつて、それが整然と並んでいるのを見て、こんなにたくさん生徒がいるんだ、そして代表を出すためには相当な人数がいる。量から質へんですね。やっぱりこれからはこういうことを望んでいるんだ、国民のニーズというんでしょうか、国際的な感覚、国際的に通用する技術というのが必要だと思ふんです。そこで、能開がこの空港をパイロット養成科とかそう

いうものにしてニーズにこたえるということ。
続いて、私は永田町小学校を見ると、あそこが
空き家になっているんですね、あんな一等地に広
い小学校の校舎がそのままになっている。これも
労働省は借り上げて、あそこで何か有効なことを
やるというぐらいいな、縦割りじゃなくて横の行政
政策をするということについて、大臣にお伺いし
たいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 沖縄の振興につきま
しては、関係閣僚会議というのがございまして、私
もその一員になっております。そこで、先生御指
摘のように失業率は非常に高うございます。特に
本土と違いますのは、若年層の失業率が非常に高
いですね。これは基地依存の沖縄経済というもの
が長年続いてきた。我々日本人すべてがその責任
を負わねばならないことだと思っております。

そこで、沖縄県からも要望がございまして、先
ほどお話しした職業能力開発大学校へ転換を図る
かそういうことは鋭意やっておりますが、さて、
そこへパイロット学科をつくるというのには、
パイロットというのは人の命を預かる非常に難し
い仕事でございますので、運輸省の養成施設とい
うところで今まではやってきております。むしろ
沖縄県と運輸省が、沖縄県が今先生がおっしゃ
ったような要望を出しになって、そして運輸省が
その空港を今先生がおっしゃったような目的に
使ってもらおうというふうなことが一番現実的な流
れじゃないかなというふうに私は思っています。

ただ、きょうはそういう一つの御提言があった
ということとは藤井大臣に伝えておきましょう。
○笹野貞子君 大学校のカリキュラムの件につ
いておっしゃる。

○政府委員(山中秀樹君) 沖縄の短期大学の
大学校化に向けて十一年度からということで今鋭意
いろんな関係方面と学科等を検討しつつあります
が、現在のところでは、沖縄県の要望等もありま
すので、機械関係の訓練科、機械システムの関
係、生産機械システム技術科という科を設置いた
したいという方向で検討いたしておるところでござ

います。

○笹野貞子君 これで質問を終わりますけれど
も、大臣、縦ばかりじゃなくて横にもウイングを
広げて、労働省の存在というのは非常に重大なん
だと、働く人六千万、日本の人口の約半分を統括
するところですから、その点どうぞ大臣、胸を
張ってひとつやっていたきたいというふうに思
います。

終わります。

○山本保君 公明の山本保です。私は、雇用保
険法及び船員保険法の一部を改正する法律案につ
いてお聞きいたしまして、駐留軍等につきましては
木庭委員の方からお願ひすることにしておりま
す。

最初に、雇用保険法を私も実は今回この委員会
に入りまして初めて読ませていただきました。でな
かなか大変な法律であると思ひました。できれば
もっと早く、これだけの内容のある法律改正とな
れば、日切れ扱いというふうなことをくなくと言
っちゃ申しわけございませんが、そう見られるよう
な方法をとらずに、一年近く前から出していただ
いた方がよかつたんじゃないかなというふうな気
がいたします。

その中で、非常に今の状況に成して意欲的な施
策だなと思はれるところもあるわけでございます
が、最初に、今笹野委員の方からも厳しい御指摘
があったところでありますけれども、雇用保険の
失業給付、また高齢者給付金等について国庫負担
を削減する、もしくは廃止する。この辺のところ
は一般的に考えましても、こういう厳しい状況で
あるということはわからないでもありませんが、
一般的には雇用保険は大変保険制度としては順調
に動いているというふうに思っているわけであり
まして、こういうときに、そのために国庫負担を
削減するのかなと、それとも、いや財政が厳しい
のでやっているのかな、この辺の理由が私は何回
お聞きしてもどうもはつきりしないところなんで
ございます。
そこで、何度もお答えになっているかもしれま

せんが、まずこの両方の廃止と削減をどういう根
拠で、どんな理由で行うのかということについて
まず御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(征矢紀臣君) ただいま御指摘の点で
ございまして、おっしゃるようには、雇用保険制度
の運用状況につきましても、関係の方々の御努力
によりましてまあ適切な運用が図られている
というふうに理解いたしております。

今回の国庫負担のあり方の問題でござい
ますが、これにつきましては、御承知のように、非常
に財政事情が厳しい中で財政構造改革を進めるべ
きであるということから、昨年、財政構造改革関
連の法律が成立いたしました。その中で、この雇
用保険制度のあり方につきまして、高齢者求職者
給付金の国庫負担の廃止の問題と、それから一般
的な国庫負担のあり方の見直しとその法律の中で
条文化されておるところでございまして。

これに基づきまして検討いたしたわけござい
ますが、その基本的な考え方といたしましては、
高齢者求職者給付金につきましては、これははず
と働いておられて六十五歳を過ぎてやめた方に支
給するものでございまして、これに失業給付と同
じように五分の一の国庫負担がついております。

一方で、既に法律で確定いたしております年金
制度につきましては、基本的には六十五歳支給と
いう方向でございまして、六十五歳を超えた方に
つきましては、これは全員の年金が支給される。そ
の年金にはやはり国庫負担がついていて、こうい
うことでございまして。したがって、同じ人に国庫
負担がダブルで一般会計の負担がついていて、こ
ういうことからこの負担を廃止すべきである、こ
ういう考え方でございまして。

それから、二点目の一般的な国庫負担のあり方
につきましても、これは財政構造が非常に厳しい
中でしかるべきあり方を見直す、こういうことで
ございまして、現実には一方で雇用失業情勢が非常
に厳しく、御承知のように一般会計につきまし
て当初予算の要求、いわばシーリングの枠がござ
います。この財政構造改革法におきましても、当

初予算につきましては対前年増額をできるだけ抑
制すべきである、こういう基本的な考え方でござ
います。

そうしますと、雇用情勢が厳しくなると雇
用保険の受給者実人員は現実には非常にふえてま
いるわけでございます。現在、大体三千億弱の当
初予算におきます国庫負担がございまして、三千億
で現在の国庫負担の率でいきますと、受給者は六
十数万人、こういうことになります。ところが、
現実には非常に厳しい雇用情勢の中で、受給者の
実人員が現在九十万を超えております。

ということで、そういうところをにらんで考
えますと、当分の間、国庫負担について現在の負担
を三割程度カットする、そういうことで受給者実
人員に見合った仕組みとして対処する、こんな考
え方で整理をさせていただいておるところであり
ます。

○山本保君 ありがとうございました。
それでは、そのことについて少し詳しくお聞き
いたします。

まず最初に、これは大臣にお聞きしたいん
です、今の御説明ですと、この財政改革の特別法に
よってこれを行なうんだ、こういうふうにはつきり
お答えになられませんでしたけれども、今これは与党が
どういうふうになされるのかもろん私どもわかり
ませんが、この法律改正をするとか、廃止なのか
停止なのか、何かそういう話が非常に伝わって
おります。それほど今景気に対する大変な状況であ
るということでございます。

もしそういう理由であるならば、この法律が改
正もしくは事実上動かなくなるときには今回の
この雇用保険についての法改正も当然見直すべき
ではないかと思ひますけれども、その辺について
どうお考えですか。
○国務大臣(伊吹文明君) 先ほど笹野委員の同種
の御質問にお答えを申し上げましたように、与党
三党では補正予算等いろいろなことをおっしゃ
っております。その関連で財政構造改革法を改正し
なければならぬかどうかという議論がマスコミ

には取りざたされておりますが、総理が何度も予算委員会等で答えておられますように、率直に言つてこの法律には停止条項、万一の場合には財政構造改革法に書かれてある趣旨を一時停止するという弾力条項といふんでしようか、アメリカの法律などについているものはないといふことを一つの法制上の視点として御質問があることについては検討させていただくというのを総理は答えておられるわけでありまして、この法律を改正するという事は申し上げていないと思ひます。

したがつて、この法律を改正するという前提でお答えするのは私は適当ではないと思ひますが、基本的に財政の状況を直していかなければならないといふことは、これはもう山本先生も決して否定はなさらない、それをどういふペースでやっていくかといふことでございまして、したがつて、先ほど政府委員が答弁を申し上げましたけれども、どちらかというと、諸先輩の御努力でこの保険は非常にうまく動いておるわけです。そこへ実は国庫負担というものが入つておるわけです。

この労働保険というのが特別会計という形で雇用、労災という勘定に分けて経理管理されている意味は、全国民を対象とするいわゆる福祉的な公共サービスではなくて、民間で働いている人たちが失業をされた場合、労働災害を受けた場合、備えるために、そういう人たちの拠出で、そういう人たちの万が一の場合に備えるという独立採算的な特別会計として経理しておるわけです。

そこへ国庫補助つまりこの会計の恩恵に欲さない人、自営業者あるいはまた公務員、こういう人たちの納めておられる税金が財源となつて一般会計の国庫補助を入れるかどうかについては、これはやはり相当哲學的な論争が必要だと私は思ふんです。

ですから、例えばサラリーマンが対象になつて健康保険あるいは厚生年金、こういうものについて一般会計からの助成金といふのは入つて

いないんです。それは、すべての方の税金を一部の方々の会計に入れるについてはそれなりのやり理屈が要るからなんです。そこで、一般会計の状況が非常に悪いので、できれば一般会計から入れる部分を少しだけいいから助けてくれなさいかといふのが大蔵大臣のお話であつたわけです。

私の方としては、保険料率もこのところずっと、これは先生御承知のとおりですが、当初始まつたときは千分の二十二だったんですけれども、平成四年にこれは千分の九になりました。そして、今はこれは千分の八で動いておるんです。そういうことも考えながら、国庫補助といふものは、将来保険料率をさならなければならなくなるまでは少し一部分遠慮を、その他の国民の財政状況も考えれば遠慮をしようかという決定をしたわけであつて、財政を立て直していく上では私はこれはやむを得ないことではないかと、こんなふうに考えておるんです。

○山本保壽 大臣、率直なお話だと思ひます。ただ、最初の方の、マスコミの取りざたであつて、総理は具体的に法改正は言っていないといふのはおっしゃるとおりかもしれませんが、これは何といふか、まさに法律的なことであつて、どうも今のままではこの財源法が何らかの意味で、どういふ形式をとるか知りませんが、事実上ストップするであろうということが今言われているわけですから、そういうときにこの法律はどうですか、こういうふうにお尋ねしているわけですか。

責任者としてまだ決まってもいいことについて答へられないといふことであらうかと思ひますけれども、しかしもしこれが内閣として決まれば、そのほかの各省の予算についても当然見直しといふことに入らざるを得ないかと思ひます。労働省としては率直にそれを言つていただかなくてはならないと思ひますが、その辺についてはどうですか。

○国務大臣(伊吹文明君) なかなか仮定の話にはお答えしにくいんですが、与党が提案しておりますような措置をやるかどうかですね、まず。やる場合にも、あの条文をずっと先生お読みになつておられると思いますが、平成十年度の赤字国債を大幅に発行するような景気対策をやらなければ、財政構造改革法といふのは改正しなくてもいい仕組みになつておると私は理解しています。

したがつて、これはちよつと私がこのことにお答えをするといふことは適當ではないと思ひます。

○山本保壽 そういふ考え方があるのだといふことは聞いておりましたが、今大臣の口から直接赤字国債といふものなのだと、つまり、法律はあつても赤字国債の考え方を要すれば実際には効果があるといふような趣旨の御答弁かと私は思ひますけれども、重要な答弁だと思ひます。これ以上このことについては、確かに仮定のことですので、また状況が変わつたときにお聞きするといふことにいたします。

二番目に答えになりましたことも、これも重要なことをおっしゃいました。つまり、雇用保険といふのは、六十六条によつて国は四分の一を負担するといふことが法律に決まつておるわけなんです。大臣はこのこと自体も見直す必要があるのだといふような趣旨のお話だといふ気がしました。が、いかがでございませうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 四分の一の補助を本則で入れたときには、そういう国民的合意のもとで国会の議決があつたから入れられたわけなんです。その後、諸般の状況が変わつてきておりますから、四分の一の国庫負担率といふのは、先生御存じのようによつて、何年度も国民の負担との関係ですつと調整をされております。

国庫負担といふのは、実は大蔵省が打ち出の小づちを持つていたり、労働大臣である私が雇用保険の税金で差上げるものではなくて、みんな国民の税金でございませう。だから、対象が大きくなるのに国庫負担を維持していったら拡大していくといふことは、他の条件が同じであれば増税をしなればできません。そういうことを勘案して、こ

の特別会計の状況等が許すのであれば、国民に過大な負担を求めないようになつて調整していく、こういう意味でございませう。

○山本保壽 もう一つ、これは局長の方からシーリング枠があつてそれで削らざるを得ないのだと。私も官僚をやつておりましたのでその苦しさはよくわかりますけれども、しかし、そうなりまして、例えばお年寄りといふ場合は、高齢者に関しては、カットするといふのはちよつと冷たい施策じゃないかといふ気もするわけなんです。全体の枠の中でも少し工夫してやるべきではないか。何か年金との両方の兼ね合いがあるのか切つたといふのは、これはまさに論理的といふか理屈でありまして、そういう理屈がまずある上で、しかしながらというのが行政ではないかといふ気がするのです。

このことはこれぐらいにしたいのではしよつて言ひますが、大臣、先ほどの笹野先生のお話の中で、御自分では年金制度の方で持つべきではないかとおっしゃいましたけれども、しかし御存じのように、年金の方でも、逆にこれは年金といふ形ではなく、労働者の生きがいといふようなものをどうすべきかといふ議論がされておるわけなんです。大臣の気持ちにはわかりましたけれども、どうも大勢的には反対ではないかといふ気がするのですけれども、その辺はいかがでございませうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 年金で持つべきだとは私御答弁はしなかつたと思ひます。六十歳から六十五歳の間の間は年金を減額されておられます。先生は厚生省の御経験がございなるから御承知だと思ひますが、年金を減額されておられます。

そして、いざ六十五歳以上でも働き続けていただかなければもう日本はもたないんです、少子社会ですから。だから、いざそれはそうなると思ひますが、そうなるにつれて場合によっては、むしろ六十歳から六十五歳までの今までの政策の延長としては年金で調整をすべきであつて、働き続ける

という意味では本来こちらは残すのが筋なんではないだろうか。

しかし、年金だけをカットしてしまつては、年金をもらつて働かない方がいいという方が必ず出てまいりますから、できれば私は年金財政がある程度落ちつければ、今の少子・高齢と言われるものが平均的な、働く世代と年金世代とのバランスがとれる時代になれば、やはり働き続けるときにカットされた年金を将来年金生活にお入りになったときに何かの形で戻すというインセンティブがないと、継続雇用という観点からは難しいのではないかと、このことを申し上げたわけです。

○山本保君 私が最初に今の件で申し上げましたことは、こういう現在高齢社会に向かつていくときに、高齢者の方のカットをしたということは行政的に私は余り芳しいものではないのではないかと、今、大臣おっしゃいましたことは、ぜひ小泉厚生大臣と一度大きくやり合つていただいて、つまり両方の省がどうも違つておるようでは困つたという気がいたしますので、これについては結構でございます。

次に、教育訓練給付制度の創設について伺いたします。

これは、支給額が二十万円で実費の八割に相当する額を出しますと、こういうことでございしますが、先回の委員会でも少しお話があつたと思ひますが、もう一度はつきりさせるために、この額をどういうふうに決めてこられたのかということについて御説明いただきたい。

○政府委員(征矢紀臣君) 教育訓練給付金でございますが、これにつきましては、雇用保険の被保険者の方、あるいは被保険者であつた方で一定の方、こういう方を対象として支給するというものでございます。

その支給額につきましては、教育訓練の受講のために支払つた入学金及び受講料の実費の八割相当額ということを予定いたしております。

八割相当額という考え方は、労働者個々の方々

が自分の将来等を考へて教育訓練を受けた場合に、その労働者個人に給付する、こういう新しい制度でございます。したがつて、制度としては労使折半の保険料を財源としているわけでありますが、そういうものですか、やはり受けられる方の自己責任というのを考慮して、それを二割分いわけ引いている、こういうことでございします。それから、上限につきまして一応二十万円と、これは予算上そういう積算をいたしております。教育訓練につきましては、夜間訓練あるいは土曜、日曜あるいは通信制度も柔軟に考へておられます、そういう意味で通信制、通学制を合わせた一般的な費用、これで一応二十万円ということであれば大体その制度の対象になり得るのではないかと、こういうことで積算をいたしております。

ただし、この上限額につきましては、今後の物価の動向等を考慮いたしまして、今後は状況に応じて検討する、こういう枠組みで考へております。

○山本保君 物価の状況などというのであれば、本当に二百円とか五百円とかということしか考へていないというふうに聞こえます。そういう意味なのかもしれません。しかし、これは労働省のこれからの労働政策の基本的な柱ではないでしょうか。

二十万円というのはきつと何らかの意味で調査をされたりそれなりの根拠があると思ひますけれども、現実にはその程度であるということ、これからの雇用の流動化がもう避けられない。避けられないというよりも、労働省としては、よりそのために労働者が悩まず、よりよい自分に合った仕事につくための積極的な意味合いを持つていくのが労働行政ではないかと、口幅つたいようですが、私は思つております。

そうしたとき、八割という理屈はよろしいです、わかりました。しかし、二十万円というのは、どの程度の一体労働力形成を考へているのか、能力形成を考へているのか、まさにお寒い状況ではないかと思ひますけれども、大臣、こは

どうですか、政策判断としてこの程度でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生も公務員としての御経験がおありになるから、その間の事情はよく御理解いただくと申しますが、税を負担してくださつたり保険料を出してくだされば何でもできるわけです。やはりそのバランスの中で物は考へなければならぬ。

しかし、今おっしゃつたことは非常に大切なことであつて、私は終身雇用論者なんですから、将来特に雇用が流動化していくという部分は否定できないと思ひます。そういうときに、日本の働く人たちがすんなりといういろいろな職場に変わっていくような自己開発というのはできるだけ充実させた方がよろしいでしょう。

したがつて、まず産んでいただいて、それから周りをながめて育っていく。必要があればまた保険者の費用を負担しておられるのはもちろん保険者でございますから、保険者の納得をいただいた上で、将来的には今おっしゃつたようなことを措置していく必要が出てくれば機を逸せずにはやらせていただきたいと思います。

○山本保君 ぜひここは機を逸せずといひますか、機を讀んでやつていただきたいと思います。

これは簡単でいいんですが、ビジネス・キャリア制度という制度を労働省はもちだしたというふうな今知りしました。この制度と今度の新しい制度との関連がどうもわからないんですけれども、この辺について簡単に答えただけですか。

○政府委員(山中秀樹君) 私ども、ビジネス・キャリア制度という制度がありますが、これはホワイトカラーを中心にした、現在ホワイトカラーが非常に増大しつつありますので、そこに高度な専門能力をつけるということで発足したわけでございます。基本的にはホワイトカラーの段階的かつ体系的な専門知識、能力の習得を支援するという制度でございます。

具体的に申し上げますと、私どもの基準に適合する全国約三千教育機関を指定いたしまして、そ

こで人事管理なりあるいは経理、営業、マーケティングとかいろいろな科目、十種分野を今指定いたしております。そこで教育訓練を受けた人たちに對して、一定の能力がついたということで修了認定試験を実施いたしまして、それに從つて能力評価というものを発行しておるわけでございします。これはホワイトカラー向けの能力評価システムとして御理解いただければと思ひます。

そういう意味で、これから雇用が流動化していく中で、こういう目標を持つてどの程度能力がついたかというのを客観的に評価するということが極めて大切な課題ではないかと思つております。これにどんな力を入れていきたいかというふうに思つております。

○山本保君 一般的にはこの制度は、今までの労働省の施策、特に能力開発というのがいゆるクラフト型の、職人さんというふうなもの、能力検定にあつたものでは実際には合わないわけですよ、この日本の産業構造に。それでこういうのができたというふうになつていふと思つております。

ですから、細かいところは別として、私はこれ自身やられるのはいと思ひますが、もうそろそろ、まさに今回のこういう制度をつくる、大きな制度をつくられるようですから、今まで考へてきたような労働能力をどう開発していくのかという総合的な施策を出さなくちゃいかぬと思ひます。何か思ひつきのようないかなる施策をこちよとやつて、例えば企業がやられる促進事業もありますね、これについてはきょうは時間がありませんのでお聞きしませんけれども、企業がやればまた出ず、個人が行けば出ず、その中身がホワイトカラー的なものだったらまたこんなのがある、こういうようなものではなくてやつていただきた

い。それで、きょうは文部省にも来ていただいておりますが、大臣、そうなりますと、これは文部省の施策ともしとちゃんと連携をしなければならぬと思つております。それで、文部省の方に、この前新聞にも載つて

いたんですが、社会人の大学院入学、時間が無いので言いますが、いたいた資料の数字ですと行っておられる方はいかにも国立大学が多いように思われますが、実際は教員の現場におられる方が大半じゃないかという気もするんです。新編教授でしたか、私立の方が大学院への引き受けが多くて国立は少ないんじゃないかというふうな、たしかそんな論調もあったと思いますが、この辺について、どういう状況でどうお考えですか。

○説明員(清水潔君) 大学院の社会人入学者数についてのお尋ねでございますが、これは平成九年度でございますが、修士課程の入学者数が四千三百五人、うち国立が二千二百三十八人となっておりまして、また、博士課程につきましては、千八百七人のうち国立が千二百二十二人、こんな状況になっております。

○山本保君 このはこれ以上追及ということもできませんので、ぜひ労働省としてこの辺の文部省とのきちんとした連携を図る。

私は教育がもとと専門なので申し上げますが、こういう状況になってきておるのに、この前たしか申し上げた、今や残っているのは国家公務員と一部の一流企業だけです、いわゆる最初の試験でノンキャリアとキャリアを分けたらなんてこんなことをやっておるの。もういろんな地域を回っていきまして、普通の会社の人は何々大学であれ能力がなかったらだめだ、こういう時代になってきているわけなんです。ところが、大学教育とか高等教育自体が相変わらず二十二、三歳卒業ということを前提とした教育制度になっている。再教育するんだと言うけれども、再ではないんだ。もともと最初からやらなくちゃいけない方の教育をやらすにおいて再教育も何もないと思うんです。

それで、具体的にもう一つだけお聞きしたいのは、能力開発促進法に有給教育訓練休暇制度というのがある、これは企業主に努力せよと、簡単に言えばこういう制度です。これは労働省が自分でまず努力しなくちゃいかぬのじゃないかと思いますが、この制度の先行きについて何かお考えが

あったらお聞かせいただきたい。

○政府委員(山中秀樹君) 有給教育訓練休暇制度につきまして、若干基礎的なデータ的な状況を申し上げますと、現在、有給教育訓練休暇制度がある企業は全体で見ますと二一・八％、これは三十人以上の規模の統計でございますが、そんな形で有給教育訓練休暇制度が普及いたしております。

私も、この有給教育訓練休暇制度、これから主体的に能力開発を行っていくためには費用面、あるいは特に労働時間面での支援というのが非常に大切であるというふうに考えております。現在、自己啓発助成給付金制度というのを持っておりますが、それらに従って助成措置を講じておるわけですが、これからは主体的な能力開発ということが重要な能力開発行政のポイントとなりますので、そういう意味でこの制度の普及促進というのを図ってまいりたいというふうに考えております。

○山本保君 今、この概要という制度全体の内容がわかりやすい表をいただいて説明もいただいたわけですが、この労働能力開発、また今後の日本の産業構造というものと、それから労働者の生きがいというものを考えたときに、いろんなところで全部ばらばらなんです。これももう少し整理をして、もっと大きな予算できちんと対応できるようにしていただきたいということを申し上げまして、次に介護休業についてお伺いいたします。

まず最初に、ちよつと中身なんですけれども、この介護休業の制度を見ますと、これは厚生省が言っている介護とは違ふんです、対象の方は、これは素直に読みますと、介護保険のときに相当もめたわけですが、いわゆる障害者も含むと読めますが、それでよろしいのかどうか、まずお答えください。

○政府委員(征矢紀臣君) 介護休業につきましては、先生御承知のように、別途育児及び介護に関する法律がございまして、来年の四月一日からこの介護休業が全事業主に労働者の請求権として義務づけられる、そういうことでございまして、これが三カ月間ということになっております。今回介護休業に対する給付制度を雇用保険の枠の中で設けるという考え方でございまして、その休業の対象となる介護につきましてはどういう方がなるかにつきましては、ちよつと私具体的に承知いたしておりますので、即答は控えさせていただきます。

○山本保君 私の方もそこをきちんとまずお聞きしなかつたので、これは「労働省令で定める理由」と、こうあります。ここで、いわゆる厚生省の介護でいえば、もちろんこれは六十五歳以上であれば対象は何でもよろしいと、今度の介護保険の定義でいいますと、それまでは加齢という、お年寄りになったということでの脳の動かない、これは対象にするけれども、そのほかの障害に關しては対象としないということなんです。しかし、労働省の方を見ますとそうでもないようにも読める。子供というふうなことも対象にあります。親だけでないようなんです。ですから、これは今は結構でございますから、後でまた教えてください。

それで、このことで大事なことは期間と二五％という、これでございまして、なぜ二五％なのか、これについて根拠を教えてください。

○政府委員(征矢紀臣君) 期間につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、別の法律に基づきまして事業主に義務づけられております介護休業の期間が三カ月、これは、したがって全労働者の権利として認められていた介護休業期間が三カ月と、こういうことが背景にあります。したがって、雇用保険制度でそれに対する給付制度をつくるというのが基本的な考え方でございます。

それから次に、二五％につきましては、これは既にでき上がっております制度、育児休業給付、これの給付率が二五％となっておりまして、この給付の内容が、育児あるいは介護という事由は違ふんですが、休業に対する給付ということと同様の制度でございまして、その横並びで今回二

五％という考え方で整理をいたしたところでございます。

この点につきましては、関係審議会におきましてさまざまな議論もございましたが、結論をいたしまして今言ったような形で御理解をいただいたところでございまして。

○山本保君 二点言いたいんです。

審議会の意見を見ましても、育児休業と同程度でよろしいというたしか答申が出ているというところで、今そういうお答えがあったと思います。

しかし、ちよつとおかしいと思ひますのは、育児休業というのはあれは一年間であつて、そして私も厚生省におるときに、なぜこういう根拠でやつたかと現場の方でいろいろ検討をしてお聞きした限り、たしかこれは育児休業にかかるとことによつて仕事をやめられる、やめられるときに失業給付が出る、この失業給付は大体六割ですが、それが百日間ぐらゐ出るであらうと。この関係から二五％が決まったと。

簡単に言えば、もし育児によつて仕事をやめられては、労働省としてはいいんですが、労働者の福祉という点でいへばプラスは余りないだろうというところから、やめられないように二五％に決めた、私はこういうふうな思ひでおるんです。

そうしますと、今度介護の場合は三カ月間だけ二五％ということ、介護休業をとつて給料を取るよりも、仕事をやめて失業給付をもらつた方が労働者の方にはたくさんお金をいただけるんじゃないですか。どうですか、これ。これじゃ意味がないんじゃないですか。

○政府委員(征矢紀臣君) 育児休業給付につきましては、先生御指摘のように、給付率につきましても、先生御指摘のようになやめた場合の雇用保険制度の給付、これとのバランスで二五％という形になったのは御指摘のとおりでございます。

それで、介護休業につきましても期間が三カ月間でございますから、期間が短い、そういう意味では二五％をもつと高くしてもやめた場合のバランスでいいじゃないか、こういう御指摘でござい

ますが、先ほど申し上げましたように雇用保険制度で同じような内容の給付の額、こういうものを考える場合には、やはり横並びということ、これを制度としては考えなければならぬ。逆に言えば、期間が短いわけですから、その間雇用のつながらる可能性も大きい、こういうことにならうかと思ひます。

それから、育児休業給付のときも御議論があつたんですが、休むわけですからノーワーク・ノーペイの基本原則、これはやはりあるわけでございまして、そういうものを前提として、雇用保険制度の保険料を財源としてどこまで給付を考へるか、こういう観点から一定の積算をしているものであります。

○山本保君 育児のときの理屈というが、その根拠づけというのはいかなるわけでもないんです。が、介護についてはどうも今の御説明ではわからない。

そのためにやめるというようなことはないかもしれないけれども、しかし本来こういう有給休業の考え方というのがあるわけですから、それはもう少し考へて、二五％ではやはりやめた方が得だよということになると思ひます。せめて五割から六割ぐらいにしなければいけないのじゃないかと思ひますが、これは私の意見として申し上げます。

次に、三カ月ですけれども、これ三カ月間というの、私も実はきのうある知人のところへ行つたりしておつたんですが、毎日毎日実の子供さんが見なくても、今訪問看護とかいふような方が来ておられますので、連続してずっと休む必要はないと思ひます。

それで、三カ月間というのは例えば九十日間というふうな解釈して、週に一回もしくは二回でも九十日間とれると、こういうふうな運用をされるかと非常に喜ばれるのではないかと私は思ひますが、これはいかがでございましょう。

○政府委員(征矢紀臣君) 介護休業給付につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、

別の法律におきまして事業主の義務、労働者の権利として介護休業制度がつくられておるわけでございまして、これが三カ月間であつた一回限り、こういうふうになつております。したがつて、この法律、制度を前提とする限り、それに対する給付というのはいくら三カ月一回限りという給付として考へざるを得ないということかと思ひます。

○山本保君 労働大臣、どうですか、今の答弁をお聞きになつて。いかにも官僚的で情がない答弁じゃないですか。三カ月イコール九十日と解釈せよと、これ一言で済むことじゃないですか、どうですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、政府委員が答弁を申し上げましたのは、官僚的な答弁というのではなくて、別途の法律で介護休業というのはいくら休んだと書いてある、そして今回は、その休業をとつた場合の休業手当を支給することをお願いしておるんだということを申し上げたわけでありまして。

したがつて、本来の法律を考へるかどうかという先生の御議論は、介護休業というの、三カ月一回限りというところを考へるかどうかということになりますと、例えば生産ラインに乗っている人とか、これはいろいろな問題がやばり出てくると思ひます。そのところは一つの御提言として受けとめさせていただいて、私も率直に、自分の父を介護した経験からいいますと、先生がおっしゃつておられるような形がとれば一番よろしいと思ひます。

しかし、今度、そのために企業の方が代替要員の手当てができなくなつたとか、間だけばこぼこあいてやつてるところに生産ラインを埋める人を入れていくというのはいかがかと、いろいろな問題がやばり出てくると思ひますので、少し研究させていただきます。

○山本保君 まさにそういうことが出てきたときに対応されるということが必要なのであつて、出てくるかどうかかわからないところで企業側に立つ

て御判断されたのではまずいと思ひます。しかも、法律ができたときにはこういう高齢化社会への対応ということを労働者としては余りつかないなかつたんじゃないか。またサービス系というのもの、これからはいろいろな形で専門家が在宅の援助に来るような形をとるわけでございしますから、早晩この法律では動けないと思ひますので、ぜひ大至急検討していただきたいと思ひます。

最後に一つだけ、先ほど笹野先生の御質問にあつた介護休業中の社会保険料でございまして、厚生省の方に来ていただいておりますので、先ほどは労働省から、厚生省の審議会で検討中なので我々手が出せないから見て欲しいという趣旨の御発言がありました。こゝはもっと積極的に厚生省としては対応していただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○説明員(霜島一彦君) 社会保険につきましましては、主に被保険者や事業主から提出していただきまして保険料によって成り立つておる制度でございまして、制度の運営につきましてはこれら保険者の理解が不可欠でございまして。

したがつて、介護休業期間中の保険料免除につきましても保険・年金制度全般の運営にかかわるものでございまして、医療保険のことを申し上げれば、財政は厳しい状況でございしますけれども、介護休業に關しましての保険料負担軽減の必要性、あるいはそのあり方につきましまして、社会保険料提出者でございします保険者等の関係方面との議論を尽くしていただきながら、今後十分研究してまいりたいと思ひます。

○山本保君 ぜひ積極的にやつていただきたいと思ひます。

最後に一つだけ、人事院の方もおいででございまして。公務員に關してはどのような対応が考へられておるのか、簡単に結構でございまして、お答えください。

○説明員(高橋秀樹君) 民間におきまして雇用保険制度の中で介護休業取得者に対する経済的援助として既に措置されている育児休業給付と同様の

介護休業給付がなされることになれば、公務員におきましても、公務員の勤務条件については社会一般の情勢に適合するという原則から、民間とのバランスを保つために介護休業中の職員に対する何らかの経済的援助の措置の必要性について検討する必要があると考へております。

他方で、介護休業中については休暇の時間数に応じて給与を減額するという方式をとっていることもございまして、その間の給与との関係等も考慮する必要があることから、関係機関とも協議しながら検討を進めたいと考へております。

○山本保君 ありがとうございます。終わります。

○木庭健太郎君 今、介護休業の問題を随分論議していただきましたので、大臣に、今後この問題でどう取り組まれるかをちょっとお聞きしたいと思ひます。

なぜかと申しますと、介護休業の問題というのは衆議院でも河上という議員が少し発言をしたと思ひますけれども、今のこの介護休業に關する法律ができる前、私も当時公明でございましてけれども、介護休業法というのを議員立法でかつて出しまして、そのときも、期間を何日にするのか、看護とのやりとりをどうするのか、対象者をどうするのか、しかもこの給付の問題をどうするのかというところで随分悩みなが法律をつくつたような経過がございします。そして、実際にこの法律ができ上がり、その中で一番重要な点であつた介護休業中の給付という問題、私もとしてみれば、労働省としてようやく一歩踏み込んでいただいたと、こう思つておられるわけですか。

ただ、いずれにしても、今議論があらましたように、この二五％という問題でどうなのか、大臣のおっしゃる三カ月でどうなのか。また、これは育児休業の問題ともかわつてくるんですけれども、今育児休業が二五％、これはノーワーク・ノーペイとか、いろいろな議論をしながらこれもやつてきました。

そういういろいろな経過の中で、今スタートをさ

せていただくわけですが、今後は給付額の問題として期間の問題、それから先ほどから議論になっている看護というような問題にどう取り組んでいけばいいの、さまざまな問題を含みながらようやく第一歩をスタートさせていただけ、こう思っております。

この点を踏まえまして、大臣として今から、先ほどおっしゃいました、これはもう保険を払っている保険者の負担の問題も考え、いろいろ検討しなくちゃいけない問題だ、もちろんそのとおりでございます。ただ、一步を踏み出すに当たって、もちろんそれをスタートさせていたきたいというのが大臣のお気持ちでしょうけれども、今後こういった問題、先ほど言いました期間、給付額の問題、看護の問題を含めてどのように大臣として考えていかれるのか、所見があれば一言伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明) 実は先ほどの山本先生の御質問にも関連するお尋ねなんです、育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というのを、これは先生も当選二回でいらつしやいますから、当然そのときに参加されたと思うんです。この法律の中で、先ほど来お話のあった三カ月とか、こういうことは実は決まっております。それに対して、とりやすいように財政面の支援をしていくというのが今回のお願いの筋でございます。

今、本庭先生がおっしゃったように、いろいろ紆余曲折があつてとありますがスタートをした、手をつけたという御評価をいただいているわけですから、まずスタートをさせていたいただいて、それから保険者の負担云々ということもありますけれども、やはり一番大切なことは現場の労使関係だと思ひます。働く人たちによかれと思つて少し改正をしてやってみた結果、大企業で守られているような人はともかくとして、そうじゃないところでは帰つてみた職場がなかったとか、そういうことになるのが実は私は一番怖いわけです。そういう事態も少し見極めさせていただきたいと思ひます。

ております。
○木庭健太郎君 ぜひそういう面をフォローしながら、これが本場に円滑に法としてとりたいた人もふえていく、こういう流れにぜひなるように労働省としても御努力をいただきたい。ある意味では思ひのある法案が少しは実を伴つて発足するんだなど、こう思つておりますので、ぜひお願いをしておきたいと思ひます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法について何点かお尋ねをしておきたいと思ひます。

一点は、今回は二つ法律があるんですけども、漁業離職者については最近の国際漁業規制の動向に配慮したというか、ある程度予算も確保していただいておりますけれども、駐留軍関係離職者については予算の増額もほとんどないというふうな状況でございます。そういう意味では七百四十人の方々のございますけれども、平成十二年度末には基地の返還の問題もございます。今回こういう駐留軍関係の方たちと何か取り残されたような感じがするんです。法改正を見送つたような感じもするんですけども、その辺についてどのようにお考えか、聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(征矢紀臣君) 駐留軍関係離職者対策につきましまして、今回臨時措置法に基づく対策、これは国際環境の変動に対応してとられる特別の対策ということでございまして、幾つかの対策をとるわけでございします。また、長期間にわたる駐留軍従業員を取り巻く状況等の見直しを立てることがなかなか難しい。そういうことから、これは出発点におきましては国会における議員立法でスタートいたしましたものでございしますが、期限を限つて時限法による、こういうことでその時々国際環境の変動の状況に適切に対応できるよう必要な検討を行い、法の有効期限の延長を行つてきた、こういう経緯でございます。

御指摘のように、平成八年十二月に公表されましたSACOの最終報告におきまして、平成十九年度末までを目途として、沖縄県における米軍の

施設及び区域の総面積の約二一%が返還されることとが盛り込まれておりまして、この返還に伴ひます駐留軍従業員の雇用につきましましては、従業員の削減がどの程度になるか、また基地の移転に伴う配置転換がどの程度行われるか等によりまして、これは影響をいろいろ受けることになるわけでございます。

いずれにいたしましても、その状況に応じて制度の適切な運用を行つてまいりたいということとで、今回基本的な考え方といたしまして、駐留軍及び漁業離職者いずれもこの期間の延長をお願いしているものでございします。

○木庭健太郎君 一つは、これは沖縄県が三月下旬に基地の従業員の意識調査を行つております。これは十施設のうち五施設で働いていらつしやうて、これから異動が予定されるという方々への調査でございます。ごらんになつていらっしゃるんですけども、これを見ると、返還後も引き続き基地従業員として働きたいというのが、これは条件が合えばという項目もございしますけれども、八・一%と非常に高い率になつていらっしゃるわけでございます。そういう意味では、今後どうなるのか関係者の不安というのは大変大きなものだと思つておられます。

例えば、政府として、他の基地が従業員を募集する際にはこういった方々を優先的に配置転換するとか、そんなことをどのようにお考えになつておられるのかお聞かせをお願いしたいと思います。

○政府委員(小澤毅君) ただいま先生から御指摘ございしました調査でございますけれども、三月初旬のマスコミ報道で、引き続き働きたいという人が六〇・五%、条件が合えば引き続き働きたいという人が二七・六%、このような数字があつたということは私も承知しております。

当庁としましては、SACOの最終報告によりまして、雇用に影響を受けると思われる約七百人ほどの従業員がございしますが、これらの方々につきましましてはできる限り移設先への配置転換等の措置により対応したいというふうに考えておるとこ

ろでございます。

そのため、本年度、雇用に影響を受けると思われる従業員への意向調査や意見聴取を行ひまして、従業員の意向の把握や地方公共団体の意見の聴取などに努めておるところでございます。

○木庭健太郎君 規模は違ひますが、アメリカでの話でございますが、米国は、米本土にありまして、九十七カ所の基地が閉鎖されることに伴ひまして、一九八八年に基地閉鎖再編法というのをつくつております。

これはどういう法律かというと、閉鎖が決まつた基地は二年から六年で跡地利用を開始することが法律で定められておりまして、従業員は在職しているうちから技能訓練や再就職情報の提供が開始される、このような法律になつております。ところが、我が国のこの臨時措置法では、基地従業員が離職した後でないと技能訓練が受けられないことになつておられるわけでございします。

従業員を不安を少しでも和らげることができるよう、雇用主であります防衛施設庁の責任で、例えば在職中から転職を可能にするための必要な訓練の実施とか就職あっせんなどの制度、これは具体的に先が見えているわけですから、もうそろそろそういう確立も必要なのではないか、こう思ひます。また、技能訓練が受けられるよう労働省も積極的に在職中訓練というものを実施すべきではないかと考えるんですけれども、こういう点についての御見解も伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小澤毅君) 防衛施設庁の関係の事業について申し上げたいと思ひます。

ただいま先生からお話のございました職業訓練でございますけれども、駐留軍従業員が離職した場合に速やかに他の職につくことができるよう在職中に幾らかの方々に對しては職業訓練というものを行つております。平成八年度の実施状況で申し上げますと、各種自動車運転等約十種目のものにわたつて訓練を行い、訓練の対象人員は五十九名というふうになつております。それと、先生が先ほど申し述べられましたアメ

リカの例でございすけれども、当方でも在日米軍の部隊等の閉鎖で影響を受ける場合がございます。

その一つの例でございすけれども、平成九年の四月に横浜の輸送センターというところが閉鎖になりました。二十一名ほどの在職していた従業員の方がございすけれども、これらについてはすべて配置転換等で対応を行つておるというところでございす。

○木庭健太郎君 時間がないもので、最後に、大臣、沖繩全体の、基地だけではなくて雇用問題について、一言これだけは伺つておきたいと思つてゐる。

沖繩の今の問題は、もちろん失業者が多いこともあるんですけれども、とにかく有効求人倍率が全国平均と比べてもう圧倒的に低い。ここが最大の問題でありまして、例えば新規高卒者を見ますと、全国でも圧倒的に低いですね。こういった問題を抱えている。

ですから、もちろんいろんな労働政策をすることも必要なんですけれども、沖繩振興の特別措置法が通りましたね。それとまた、どう企業を沖繩にということも大事な視点になってくると思つてゐる。本来はこれは労働大臣のお仕事ではないかもしれませんが、しかし、やはりその根本的問題を解決しない限りどうしようもないという現実もあると。

この辺を、例えば通産大臣とともに、ある意味では今回関係閣僚のお一人でございすから、やっぱり労働大臣としてそこを主張していかねばならないと、この私は思つておるんですけれども、この点について大臣のお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、先生が御指摘になりましたように、特に若い人たちの有効求人倍率が非常に低いということは、率直に言つて働く場が少ないということですから、今般お願いをいたしました特別措置法によつていわゆる特別自由貿易地域というものができます。ここに東南アジア

等から関税がかからずに原材料が入つてきて、そして沖繩の方の労働力を使つて、ストリートに本土へ持つてこれるというんで、立地条件は非常に私はよくなるだろうと思つてゐる。

それで、御承知のように、沖繩の政策協議会というんでしようか、関係閣僚の集まりがありまして、通産大臣もそこへ出ておられます。私もそこへ出ております。今、先生がおっしゃつたような視点を、沖繩開発庁長官が司会をしながらやつておりますが、ある話をしながらこの話を進めてきております。改めて私が通産大臣に申し上げなくとも、雇用の確保のためには企業立地が必要なんだというところはもう当然のこととございすので、通産大臣は十分わきまをやつておられると私は思ひますし、これだけの特別措置をやつた中でどう雇用が動くかをしばらく見ながら、必要なことがあれば私がまた申し上げるべきことは申し上げたいと思つております。

○木庭健太郎君 終わります。

○委員長(鹿熊安正君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(鹿熊安正君) ただいまから労働・社会政策委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、勝木健司君が委員を辞任され、その補欠として平田健二君が選任されました。

○委員長(鹿熊安正君) 休憩前に引き続き、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○大脇雅子君 雇用保険法の改正をめぐりまして御質問させていただきます。

まず、高年齢求職者の給付金制度についてであります。給付額引き下げ、国庫負担の廃止ということが財政上の理由と承知をしておりますが、これが高年齢者の勤労意欲にどのような影響を与えたと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(征矢紀臣君) 高年齢求職者給付金につきましては、先生ただいま御指摘のとおりでございますが、これにつきましては、非常に厳しい財政事情の中で国庫負担を廃止するということがあつて、高年齢求職者給付金を半分程度にする、こういう考え方でございす。

これは、来年度から六十歳代前半層の方につきまして、失業給付が出てゐる場合には年金の方を調整するという制度の調整が実施される、そういうこととの均衡で、これは六十五歳以上までお勤めいただきまして、それでやめてさらに求職活動をする場合にこの給付金が出るわけでございす。六十五歳以上の方につきましては必ず年金も支給されるわけでございまして、したがって、年金が支給されるという前提でこの給付金につきましては半額程度にする、こういう考え方でございす。

制度的には、六十歳代前半層の方々についての調整、これも従来の金額に比べますとおおむね半額程度になるわけでございまして、そういう意味では、雇用の継続という点からはその機能は維持できるといふふうに考えております。

○大脇雅子君 さらに、教育訓練給付制度の創設は大変喜ばしいことだといふふうに考えられます。雇用主のいわばメニューではなくて、まさに労働者の自発的な職業訓練の意欲に給付を出すという点についてはその意義が大いと思ひます。これはどのような教育訓練コースを設定されるつもりなのかということ。まさに時代に即したきめの細かいメニューが準備される必要があると考へますが、労働省、厚生省、それぞれどのように考へてでしょうか。

○政府委員(征矢紀臣君) 教育訓練給付につきま

しては、ただいま先生御指摘ございましたように、今後産業構造が急激に変わつていく、あるいはそういう中で企業間の労働移動、これをせざるを得ない、あるいは積極的に、そういうことでふえていく。そうしますと、やっぱり技術、技能、知識等につきましても状況の変化に応じて新しいものを労働者がみずから積極的に身に付けていく取り組みもふえていく、あるいはそういうことを促進するという観点から、労働者本人に対する給付としてこの教育訓練給付制度をつくる、こういうことでございす。

具体的に、この教育訓練をどういう形でやるかという点につきましては、これは労働大臣があらかじめ教育訓練のコースを指定いたしまして、そういうところで実施した場合に入学者あるいは受講料の実費の八割相当額を支給する、こういうことでございす。

具体的には、これは法律が成立いたしました後に関係審議会での教育訓練の指定の基準等を議論していただきまして、個々の教育訓練機関からの申請に基づいてそれを指定する、こういうことになるわけでございす。その指定に当たりましての考え方としては、やはり今言つたような制度の趣旨から、できるだけ今後の諸情勢を踏まえた能力開発のコース、そういうものを指定する必要があります。

具体的には、高度情報化への対応としてコンピュータ等々の情報処理関連の講座であるとか、あるいは企業における事業の効率化、多角化への対応として経営業務コンサルタント、マーケティングリサーチ等の講座、あるいは業務の国際化への対応として会計法律等の国際ビジネス、ビジネス英会話等の講座、その他の専門講座として各種の公的資格取得のための講座であるとか、そういうものに限りませんが、例示としてはそのようなものが考えられるところでございまして、こういうものを指定し、実際には十二月一日から個々の労働者の方がこの制度の適用を受けられるようにしたいといふふうに考えております。

○説明員(井口直樹君) 船員保険制度におきましても、基本的には教育訓練給付制度の創設の趣旨、これは雇用保険と全く同様に考えてござい

したが、いまして、具体的な教育訓練の指定につきましては、基本的には雇用保険の例に準じたいというふうに考えておりますけれども、船員さんという置かれた立場の特殊性ということも考えられますので、具体的には今後関係者の御意見を伺いまして決めてまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。

○大脇雅子君 教育訓練を受ける人については、具体的にどのような予測をされているのでしょうか。

○政府委員(征矢紀臣君) 教育訓練給付を受ける方につきましては、これは雇用保険の被保険者であるいは被保険者であった方、したがって、現に勤めている方あるいは失業されている方いずれも対象といたしまして、被保険者であった期間が五年間という一つの条件を設けておるところでございます。

この給付の支給対象者の見込みでございますが、十年度につきましては十二月一日から実施ということで六万人程度、所要額約五十一億円を予算に計上いたしております。これが平年度の見込みとしましては、対象者数三十万人、所要額約二百五十億円程度を見込んでおるところでございます。

○大脇雅子君 駐留軍関係離職者等臨時措置法に關連して、五年間これが延長されるわけですが、けれども、職業訓練の拡充強化策について、駐留軍関係離職者のいわば離職前と離職後の職業訓練はそれぞれどのようなふうなものでしょうか。

○政府委員(小澤誠君) 防衛施設庁は離職前の方の職業訓練を行っておりますので、まずこれについてお答えを申し上げます。

当庁が行っております職業訓練は、離職した場合に駐留軍従業員が速やかに他の職業につくことができるよう在職中に実施しているものでござい

まして、平成八年度の実施状況について見てみますと、各種自動車運転等、その種目としては十種目ほどございます。訓練の人員は五十九人となっており、最近の傾向をいたしましては、大型自動車運転、また大型特殊自動車運転とかコンピュータ関係の受講者が増加している状況でございます。

○政府委員(山中秀樹君) 離職者の職業訓練につきましては、青森とか東京とか沖縄などの十の都県で公共職業能力開発施設において実施すること、いたしております。訓練希望者のニーズに応じた職業訓練が実施できるよう努力したいと思っておりますが、最近では建設塗装とか電気機器などの科目で実施いたしております。

○大脇雅子君 今回の改正で介護休業の給付制度が創設されるということも、これまた一定の前進であろうかと思っております。

しかし、給付制度に關して、百分の八十を雇い主が給付している場合には介護休業給付の給付制限をするという考え方には問題があるのではないかと、むしろ百分の六十という休業補償と同程度の補償を検討すべきではないかというところを考慮するわけですが、積極的にこの制度を将来拡充する検討というものは行われたことがあるのでしょうか、それについてどのようにお考えなのではないかと。

○政府委員(征矢紀臣君) 介護休業給付の支給率でございますが、これにつきましては、ただいま御指摘のように二五％というふうな考えられているわけでありまして、これは育児休業給付制度を創設するるときも大変いろうな御議論があったわけでございますが、これも二五％ということで現在運用いたしております。

その考え方は、一方でノーワーク・ノーペイの原則はあるわけでございますが、雇用保険制度として離職した場合に給付される失業給付、これとバランスを考えて二五％、こういう形で実施いたしているわけでございますが、介護休業給付の

金額につきましてはやはりこの同じ制度の中で、育児と介護という事由は違いますが、同じ休業給付ということで、この率について二五％という考え方、御提案を申し上げているところでござい

御指摘のように、例えば六〇％にすべきではないか、こういうことでございしますが、それはやはり、一方で失業した場合に支給される基本手当の給付率、これが原則六〇％となっておりますので、それとのバランス等を考えますと、やはり保険制度として実施する観点からは適当ではないのではないかと。

この点につきましては、関係審議会におきましてもいろいろ御議論があったところでございしますが、先ほど申し上げましたように、育児休業給付の給付率二五％と做うということで関係者の意見の一致を見たところでござい

○大脇雅子君 介護休業は、高齢化社会の中にあって所得保障が権利行使の裏づけになるという考え方から立てば、必ずしも失業給付との均衡ということは、雇用保険の中でやるという観点からバランスを考えておられるのかもしれないが、少なくともこれからの介護休業の必要性から考えたら、百分の六十という休業補償の基準というものに積極的に近づけていくことが必要であらうかと思っております。さらなる御検討をと思うわけであり

さらに、失業給付に關する国庫負担の見直しについてお尋ねをいたします。

積み立ての残高は、保険料を当分の間下げることになっている前提でもあり、かなりの積立残高があるわけですが、現在の失業率というものは三・五の壁を超えて三・六というふうなことで、これからの規制緩和の中で失業率がだんだん上がっていくということが言われているわけですが、保険料率を当分の間下げることにしたわけですが、将来上昇する可能性をどのように考えておられるのか、その分岐点についてどのようなシミュレーションをお持ちかということ、雇用保

險全体のあり方についてお尋ねをしたいと思

○政府委員(征矢紀臣君) ただいまの御指摘のように、最近の非常に厳しい雇用失業情勢を反映しまして、保険収支は単年度で見ますと赤字でございます。言いかえしますと、その赤字については積立金を取り崩して対処しているわけでござい

この積立金の規模につきましてはどの程度が適当か、これは一概にはなかなか申し上げにくい面もありますが、失業等給付に係る徴収保険料額のおおむね一倍から二倍に相当する額の範囲、これが一つの目安として制度の運用はされております。

仮に積立金残高が徴収保険料額の一倍を相当程度下回り、雇用保険事業の安定的な運営に支障を来すということになれば、その時点での雇用保険事業の収支等も踏まえまして保険料率を見直し、引き上げを行うということが検討されなければならぬというふうに考えます。

なお、平成九年度ベースで見ますと、積立金残高が約四兆円ございまして、本来の徴収保険料額、これは約一兆八千億円程度でございますから、その二倍を超えている現状にござい

○大脇雅子君 国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、最近の国際漁業規制が離職者の発生にどのように影響すると考えられていますか。対韓国との新協定締結に關する最近の状況をどのように把握し、対中国、ロシア、ニュージーランドなどとの協定の推移を考えてみた場合、この離職者の発生についての見直しをお尋ねしたいと思

○説明員(山野昭二君) 一九七七年にアメリカ、ソ連を初めとして多くの国が二百海里水域を設定して以来、沿岸国が二百海里水域からの外国漁船の締め出しを行ってきたわけでございます。このような状況のもとで、一九八二年に国連海

洋法會議で国連海洋法条約が採択されて、これが一九九四年に発効いたしました。我が国も一九九六年にこれを批准したところでございます。この条約は、沿岸国に二百海里の排他的経済水域を設定する権利を与えるとともに、漁獲可能量の設定を義務づけ、海洋生物資源の適正な管理を行うべきこととしております。

この国連海洋法条約の発効に伴いまして、韓国、中国との間では、海洋法条約の趣旨を踏まえまして新たな漁業協定の締結が必要となりまして、まず韓国との間では、過去二年近く新漁業協定締結のための交渉を行ってまいりましたが、合意に至らず、本年一月、現行協定の定める手続に従いまして同協定の終了通告を行いました。なお、三月二十一日の日韓外相会談におきまして、漁業協議を四月中にも再開するという事で合意を見たところでございます。

また、中国との間では、昨年十一月に新たな日中漁業協定の署名が行われまして、今国会での締結承認をお願いしているところでございます。本年中に発効することを期待しているところでございます。

また、ロシア、ニュージーランドといった沿岸国は、自国二百海里水域内での自国漁業の振興を図ろうとするいわゆる自国化政策を一層強化しております。我が国に対しては漁獲割り当て量の削減や合併化など、我が国漁船に対する規制を強めてきております。

一方、カツオ・マグロ漁業の主たる漁場であり、また公海につきましては、国連海洋法条約におきまして国際的な漁業管理機関による資源管理の必要性が明確化されまして、年々これら機関において漁獲規制が強化されてきております。

また、野生生物や環境保護の観点からの漁獲の禁止や漁法等の規制を求める動きも一層強まっております。また、我が国の漁業をめぐる国際情勢は、外国の二百海里水域あるいは公海水域を問わず非常に厳しいという状況にあるというふうに認識しております。

す。

○大脇雅子君 介護休業の手当が今回雇用保険法で創設されるわけですが、今回、改正均等法にかかわって育児休業等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正ということが行われました。育児休業と介護休業に関する法律では、育児休業は介護を行う労働者の深夜業の制限の規定を先回新設いたしました。その際、深夜業の免除を請求できる労働者の範囲をめぐって労働省令が定められました。その件についてお尋ねをいたしたいと思っております。

家族の介護を行う労働者の深夜業の制限、あるいは育児を行う労働者の深夜業の制限に係る対象家族については十六歳以上ということになっておりますが、婚姻年齢に関する民法改正との関連で、女性についての年齢の引き上げが検討もされておられ、十六歳というのは高校生でありますから、これは少なくとも十八歳以上とすべきであるというふうに考えられますが、なぜ十六歳以上というふうに制約をされたのか、その根拠をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(太田芳枝君) お答えいたします。

深夜業の制限の制度は、先生御指摘のとおり、基準法の女性の深夜業規制が解消されたことに伴いまして、深夜に育児や介護をする者がいなくなる場合に対応するための制度でございます。

そういうことで、育児や介護ができる同居の家族がいなくても、育児や介護が可能な同居の家族がいない場合に請求できることとしていたわけでございますが、その同居の家族の年齢を十六歳にいたしましたのは、十六歳であればもう義務教育を終了しているわけでございまして、一部の方は立派に社会人として働いているという年齢でございます。ですので、一般に家族の中での保育や介護であれば行うことができる年齢であるというふうに考えたからでございます。

○大脇雅子君 保育や介護ができる年齢と、保育や介護の義務を持つ年齢というのはまた違っているように思います。十六歳といっても、保育や介護ができる家族としての年齢がどうかということ

についてはまだ大変大きな問題があるかと思っております。これはどうしても十八歳以上の同居の家族というふうにするべきだと思います。

省令によりまして、十六歳以上の同居の家族であつて、次のいずれにも該当する者とするということと、この中で、深夜において就業していない者というのが第一項で設定されております。その場合、深夜における就業日数が一月について三日以下というふうに規定されておりますが、これはどのような基準を設定されたのかということをお尋ねしたいと思います。

とりわけ、時間外労働が深夜に及ぶもの、例えば恒常的に午後十時から午前零時まで就労するような労働者の場合とか、あるいは前々月、あるいは前月には二日ずつではあっても、決算期などに五日就労する労働者の取り扱いなど、深夜における就業日数が一月について三日以下という基準の算定基準というものをどのように通達で定められるか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(太田芳枝君) 深夜における就業日数が一月につき三日以下といふのは、これは週によって深夜勤務があつたりなかったりする場合があるわけでございまして、そういう場合でも平均して一カ月という期間で見たとときに、深夜の勤務の日数が三日以下かどうかで判断するというような考え方のものでございます。

○大脇雅子君 そうすると、深夜における就業といたした場合の深夜は、私の質問は、時間外労働で例えば一時間、二時間の深夜労働が入った場合でもこれは深夜における就業日数にカウントされるということですか。

○政府委員(太田芳枝君) 残業の継続が深夜に及びまして、その深夜残業が恒常的である、例えば先生のおっしゃったような決算事務とか、お中元とかお歳暮とかというような商業の場合とか、産業によつていろいろあるかと思いますが、そういう恒常的であり、今後も残業が続くことが確実に予測されるような場合は深夜において就業しているものというふうに解釈してよいというふうに

考えております。

○大脇雅子君 一月について三日といった場合、その一カ月というのはどこを切り取るわけでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 一応、暦月の一カ月というふうに考えておるところでございます。

○大脇雅子君 それから、ちょっと質問が前へ戻りまして、十六歳以上の同居の家族という、その同居という意味であります。例えば実例的に当たるという労働者の場合、いわゆる家族の形態がさまざまになっております。一家族が同居して老親を扶養しているということが典型的な事例ではなくて、例えば同居をしないけれどもそこに兄弟たちが交代で泊まり込んでいくとか、あるいは引き取って世話をする一定程度の期間を約束しながら、子供たちがそれぞれ順番にやっていくというような形で、介護というものが非常に多様な形になっております。この場合、同居の家族の同居という事実をどのようにして認定されるのか。家族の実態がそういう分散型になっている現状にかんがみまして、この同居というメルクマールというのは非常に柔軟に対応していかないとけないと思ふんですが、この点はどのように通達でお定めになる御予定でしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 同居と申しますと、先生がおっしゃるようないろいろなバリエーションがあると思ふわけでございますが、世帯を同じくしている場合のほかに、労働者が介護のために別居していた家族の家に泊まり込んだり、介護のために別居していた家族を労働者のうちに引き取るというような場合も含めるというふうに考えております。

○大脇雅子君 そうすると、要するに家族の扶養の実態というもののから同居の形ということを決めていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。どういう形で通達などお決めになることになるのでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 私どもの定めとしましては、同居し、かつ扶養しているということでご

ございますので、ただいま申しました同居に加えまして扶養という事実を考えたいというふうに思っております。

○大脇雅子君 そうすると、扶養もまた扶養家族として申請を会社などにする場合とか、あるいは扶養手当を受けている家族ということではなくて、子供たちがそれぞれ生活費などを分担しているというふうな部分があるわけで、扶養というの

も必ずしも一人ではなくて子供たちが平等に生活費を負担しているということがあるわけですが、この扶養というのはいくつかの概念で決められるわけでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 扶養は、主として当該労働者が経済的援助をすることによって生計を維持させることでございまして、所得税法上の扶養家族の扶養と同義であるというふうにしております。

○大脇雅子君 所得税法上の扶養ということになると、非常に限界が狭まってくるのはありませんか。扶養自身というのは経済的な援助ということになれば、所得税法上の扶養ではなくても扶養をしているということがあるわけですが、そういうのは全部外れるということですか。

○政府委員(太田芳枝君) まず、全くそういう扶養をしていなくても配偶者とか法律で定められている者については構わないわけでありまして、対象家族のうち祖父母、兄弟姉妹及び孫につきましても同居かつ扶養という要件がかかるわけでございます。

○大脇雅子君 私の質問は、祖父母、孫、兄弟について同居かつ扶養という場合の、例えば所得税法上の扶養控除を受けている家族と、所得税法上の扶養控除を受けていなくても実質上兄弟で分担して生活費を援助しているということが一般に多いわけですか。

がある中で扶養形態も多様化して分散しているというところを考えると、この扶養という概念について非常に柔軟な運用が求められるというふうに思っておりますけれども、この点はどうかでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 法律では最低限の範囲といたしまして、祖父母、兄弟姉妹及び孫については同居し、かつ扶養していることが必要というふうになされているわけでございまして、同居や扶養していない場合でも育児・介護休業法によりまして事業主の努力義務の範囲とされておるわけでございまして、今後ともそういう点につきましてはできるだけ柔軟な取り扱いについて啓発はしてまいりたいというふうに思っております。

○大脇雅子君 高齢化社会の中でこうした事項が生きていくのは通達の弾力的な取り決めではなからうかと思っておりますので、ぜひ努力義務の範囲というもののの中に入れていただくにせよ、柔軟な通達をお願いしたいというふうに思います。

次に、育児を行う労働者の深夜業の制限のほうといたしまして、六週間以内に出産する予定であるかまたは産後八週間を経過しない者であるというふうにしてありまして、これを逆に読みますと、出産する予定が六週間後でない妊娠中の女性とかあるいは産後八週間を過ぎた女性がいる場合というの、これはその連れ合いが深夜業の請求を行えないというふうに読むわけでしょうか。介護休業を行う労働者の深夜業の制限についても同じような意味があるわけでしょうか、これはどうでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 産前六週間と産後の八週間は、これは労働基準法によりまして産前産後休業期間とされている期間でありまして、やはり母性保護というふうな関係から、また働くことが一般的に言っても難しい期間なわけでございまして、したがって、同居の家族が産前産後休業期間中である場合は、働くことが困難であるのと同様に介護をすることも難しいのではないかと

いうふうに考えまして、同居の家族から外しているものでございまして。

なお、先ほどと同じ話になりますが、法律では最低限保障すべき範囲を定めているものでございまして、これを上回る部分については労使の話し合いにゆだねるべきものであるというふうに考えております。

○大脇雅子君 この点は確かに強制的な休暇は産前六週間、産後八週間ということでありまして、けれども、産後八週間過ぎた場合でも深夜労働や時間外労働は一年間禁止されるわけでありまして、育児時間は一年間とれるわけでありまして、そしてまた、育児休業も設定されているわけですから、この産後八週間を過ぎたからといって、一年未満の子供を育てられる人たちが家にいるからといって深夜労働の拒否権が配偶者になんかということはないわけですから、とても非人間的な規定だと思

うんです。やはり一年未満の子供を育てている人がいる場合には、その連れ合いは深夜労働の拒否ができるというふうにしなないととても育児ができないのではないかと。

例えば、授乳などとしても、大体三カ月から四カ月というのは母親は三時間置きに起きなきゃいけないわけですし、それから、介護を育児と重ねてやるということになると授乳は恐らくできないくらいだろうと思います。介護は非常に重労働ですし、このところは幾ら最低限の規定といつても現実には合わないんじゃないでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 産後八週間いたしまして一応母体は回復をするという医学的なことから産後の八週間が決められているわけでございますので、その後は働くこともできるわけでございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり法律というものは最低限という形で規定をございまして、産前六週間、産後八週間あれば、決して十分ではないかもしれませんが、法律の規定としては妥当であろうという考え方でござ

います。

○大脇雅子君 そうすると、一歳未満の子供を持つ場合に深夜労働や時間外労働が一年間禁止されているわけですから、そういうことを考えますと、その規定の趣旨を没却することにはなりませんか。

○政府委員(太田芳枝君) 育児休業は子供を育てるためのものとしての規定でございまして、今回の深夜業の制限はまた別の規定という形で考えたものでございまして、先生のお言葉ではございませうけれども、それはそれなりに終始一貫しているというふうに私も考えられるわけでございます。

○大脇雅子君 確かに、一歳未満の子を持つ女性の深夜業と時間外労働の禁止の趣旨と、それから介護のための深夜労働の拒否権が夫の方に認められるのとは法の次元としては違いますが、夫の方がそれができないということになりますと、夫が深夜業に出て、妻の方が育児と介護をともにやれというふうなことで、やれるというふうなことをおっしゃるんですか。

○政府委員(太田芳枝君) それがダブルでかかってきた場合、大変なことは大変であろうと思いたすけれども、私もどなたも思いたすは、やれないことはないという言い方がいいのかどうかはちょっとあれでございますが、そういう点でいろいろ問題があるとかいうようなことを審議会等々で問題提起がなされたわけでもございせん。

また、これは実態をよく見ながら考えていきたいと思いたすけれども、現状はそういう形で決めたさせていただきます。それは一人の人間がやることの限界を超えていると思いたすね。大体、産後八週間を超えて授乳をするときに、三時間置きに起きる母親の作業というのは三カ月ないし四カ月はかかるわけですから、それから、離乳食などをつくったりひとり立ちをしていくために、やっぱり産後一年間は深夜労働や時間外労働を禁止するという趣旨であるわけですから、そういう中で、介護とは別間

介護などというのは全くの重労働でありまして、そのために介護休業もあり深夜労働の拒否ができるという、そういう免除請求権を入れたわけですから、一年間ともにやれんというふうになんて労働省が言うとなれば、これは余りの非常識、非人間的な取り扱いではないかと思うんですけれども、やはり見直さなければいけないんじゃないでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 答弁が不十分で申しわけございませんが、今後実態を見ながら検討させていただきます。

庭では妊娠、出産はできないということにもなり、それを抑制していくという効果を法律が持つということであります。そうしますと、介護の場合に、子供を産むかどうかという選択を強制していくということになり、法が一方のそうした人間の行動を固定化し方向づけていくということは、私は法のあり方としては間違っている。少なくとも一年間、一年未満の子供を持つ母親のいるところでは、連れ合いの深夜労働の拒否というものが介護のためには絶対必要だというふうに思います。

ともかくこれは改正をしていたきたい。女性の立場から改正していただくしか、これはまさに人間のな叫びを代表していると思うんですが、大臣、少子・高齢化社会に向かって、こういう非人間的に育児も介護もやれというような、そういう取り扱いというのはもう余りといえぱ余りというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(伊吹文明君) 大脇先生も三人のお子さんをお育てになった御経験があまりのようでございますし、答弁をしておりました政府委員もまた同じような経験があったと思うんですが、おのおの立場によってやれるやれないというのは女性でも随分母として違うんだなというながら、まことに申しわけございませんが、私は母親とな

率直なところ、法律は最低要件を定めておりま
すから、今先生がおっしゃったようなこともま
とにこもともでございしますので、まず最低要件
というか、他の法律との整合性を立法論として考
えたと思うんです。それが実態に合う合わない
というお話は、今おっしゃっていることは私はこ
もともだなど思いながら伺っております。
率直なところ、介護をしながら育児というケー

スがどの程度将来的に出てくるかということにもかかわりましょうから、まずこの法律をお許しいただけたらといいますか、実は今回お願いしてい

るのは財源の裏づけをするだけのことをお願いしておるわけで、先生をも含めて既にお通しになった法律のお話を今していらいしやるわけですから、これは来年の四月以降少し実態を見きわめて、おっしゃっていることを十分受けとめさせていただきながら少し検討させていただきたいと思ひます。

○大脇雅子君　育児・介護休業法というのは確かに私どもも通した法律でありますけれども、今回の省令というのは私どもが通したわけじゃなくて、労働省がお定めになって労働大臣がつくられた省令なものですから、実態を見ながらと言われ

ましたけれども、ぜひここは苦闘をする女性や夫たちが出てこないようにあらかじめ通達の運用の中で見直していただきたいというふうに今思うわけであります。

るでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) これは平成八年度の調査でございますが、介護休業制度がある事業所に占めます一年間の介護休業取得者の割合は一人に四人ということになっております。

男女別に見ますと、女性は一万人に十人、男性では一万人に一人というような割合でございます。

○大脇雅子君 スウェーデンなどでは介護休業の取得に対して必ず男性側がとらなければならない一定の休暇期間というものが決められていて、それに対して労働省の方でも実態調査に出向かれたたというように聞こえておりますが、この点、男性労働者の強制休暇制度というのは諸外国ではどのような実態にあり、我が国の制度化についてはどのようなお考えなのでしょうか。

○政府委員(太田芳枝君) 先生御指摘のように、育児休業の場合でございますが、スウェーデン、ノルウェーにおきましては、私どもパバクオータ

具体的に申しますと、スウェーデンの場合は父親に対して三十日間、父親が育児休業しなければその期間の権利がなくなる。ノルウェーの場合は四週間というような仕組みでございます。介護休業休業取得を促進する制度が導入されておるわけでございます。

業制度につきましては、育児休業のように特に男性の取得を促進する仕組みを設けている国は私どもは現在では把握しておりません。

我が国の育児休業、介護休業を見ますと、制度は男女とも取得可能となっているわけですが、いま

ですが、先ほど申しましたように、介護休業においても男性は約二割弱というようなことでございます。育児休業ですと、これは圧倒的に女性がとるわけでございまして、これはそれぞれの御夫婦というんでしょうか、それぞれの考え方の問題でもございますが、この点につきましては最近男性の取得割合が少しずつではございますが増加をして

おるわけでございます。
私どもは、この現行制度が男女ともとれるんだ
ということをかなり宣伝はしておるつもりでござ
いますけれども、今後ともこの制度の定着に向け
て努力をしていきたいというふうに思っております。

男性が少ないと明快に出ているわけです。

介護休暇については諸外国の例はないといつてても、日本の実態を見ますと、介護休暇を取得している率というのは男性も結構あつて、育児休業ほど男女比は広くないのではないかと、うふうに思つてうわけですけれども、ぜひ男性に強制的にとつてもらう休暇制度の創設というものをしていただきまして、明らかに男女の役割分担の制度それ自体

を交えていくことになると思います。

特に、先ほど私も質問させていただきました深夜労働の免除請求も男女労働者に認められてい

○政府委員(太田考枝君) もう既に制度的には男

女ともにとれるわけでございますから、私は、育児休業の場合それぞれのペアが一年間のうちに、例えば夫に一カ月でもとってもらうようにというような意識を女性たちが持っていたなく、また男性が一カ月くらいは育児というものにかかづら

わつていつて、人間としても成長したいこうではないかというような意識になっていただくということが非常に重要であるというふうに思っておりますので、その意識啓発についてはぜひ積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○大脇雅子君 私はそうしたことが少子社会を克服するかなめだというふうに思っております。と

りわけ労働政策というのは家族政策とのコインの表と裏の関係にあるというふうに私は確信しております。

少子社会の中で子供を産み育て、そして労働力として女性が一人前になるためには、職業と家庭を両立する法制度というものをしっかりとつくっていくということが日本の未来を私は決めるとい

うふうに思うものでございます。
最後に、大臣の御見解とこうした施策に対する御決意をお尋ねいたしまして、質問を終わります。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、先生の御卓見をずっと伺っております。また同じような経験を持つていただる政府委員の答弁を聞いておりまして、大変勉強になりました。

まず何よりも、男女、夫婦ともどもそうでありまして、それから事業主、この人たちにやっぱり今先生がずっとおっしゃっていることをよくわかってもらおうということがまず第一だろうと思っております。

それから、おっしゃっていることは一々ごもっともでございますが、例えばスウェーデンはそれだけの裏づけをしていくために国民負担率というのは非常に高くなっています。そのあたりの国民的合意をどう取りつけないか、あるいは国民負担率をそれほど高くないのであれば、財政支出のうちどのところを抑制していくという国民的合意ができるのか。また、すべての人が今おっしゃっているような休業補償的なものの裏づけのあることを受けられるというシステムをつくった場合には、その負担の形態は、税の形態は今のような直接税中心の形でいいのか、広い視野で随分準備をしなければいけないこともあるなと思っております。

しかし、おっしゃった方向をやはり理想として追求していかなければならないということについては私は全く異論はございません。

○吉川善子君 まず大臣にお伺いいたします。

大臣は三月十七日の閣議終了後の記者会見で、賃金決定のあり方について、基本的には市場原理原則に合わないことは通らない、業績の悪いところを無理に引っ張り上げて出せということになれば、長い目で見れば雇用を失う。護送船団方式的な賃金決定のあり方は市場経済に反するなどと発言されたとして、連合、全労連など労働組合から

抗議されました。その後の報道によりますと、この発言を撤回なさったそうですが、何を、何をどのように……

○国務大臣(伊吹文明君) ちょっと済みません、何を……おっしゃったのですか。撤回……

○吉川善子君 ええ、撤回されたというふうな報道で私拝見いたしましたけれども、何をどのよう撤回されたのでしょうか、お伺いします。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、先生がそのことを聞いてくださったので初めて撤回をしたなどという報道があったというのを知りましたが、私は一切撤回はいたしておりません。

事実関係を正しく申し上げますと、三月十七日の記者会見で、賃金決定のあり方について大臣の御意見は……基本的には市場経済でやっているわけですから、業績が非常に悪いところは悪いところ、悪いところを無理に引っ張り上げて出せということになれば、その企業は結果的に経営難に陥って、長い目で見れば雇用の場を失うわけですから、私は余り護送船団方式的な賃金決定のあり方というのは市場経済の原理原則に反すると思っております。

そこが、その後ある報道で、業績が非常に悪いところは悪いところ、悪いところを無理に引っ張り上げて出せということになった、その企業は結果的に経営難に陥って、長い目で見れば雇用の場を失うわけですから云々というところだけが実は報道されたわけですね。

そこで、連合の皆さんと、全労連もそうであったと思いますが、春闘に介入して賃金を上げさせないような発言をしたという趣旨の実は抗議を私は受けました。

そこで、連合の会長が会いたいとおっしゃるので、また証人がいないところで言った言わないということは困りますから、私は事務次官を横に置

きまして、連合の会長と連合の事務局長にお目にかかったわけですね。そこで私が申し上げたのは、今先生に申し上げた、上げられる能力があるのに、力が十分あるのに上げさせないというのはけしからぬじゃないかと。そして、上げられないところを無理に上げて何千円プラスアルファとか、何千円マイナスアルファとかいうようなことは、私のような中小企業のうちに育っている者の実態からいって、とてもとても考えられないことだ。ただ春闘のなかで、報道というものが結果的に、私は日本の報道というものを信頼しておりますけれども、結果的に一部が報道されて、一部だけを報道されたということがあるとすれば、それはノーコメントとしておいた方がよかったかなというのを申し上げたわけですね。

それからもう一つは、賃金決定についてという御質問があったから、私は賃金決定のことを申し上げたのであって、弱いところ強いところたくさんありますから、産別が集まって御協議をなさるか、そういうことについての方式、要するに労働使の話し合いのやり方について発言したわけではもちろんありませんよ。

それから三番目に、護送船団という言葉が金融行政と一緒に非常に悪いイメージだとおっしゃるから、それなら別の用語を使った方がよかったのかなということを実は申し上げたわけですね。

その後、記者会見を連合の事務局長と事務次官がいたしまして、その中で連合の事務局長は、謝罪とか撤回というものは大臣はなされませんでしたが、大臣発言については内容的には十分受けとめました。それから、全体的に労働大臣の態度等から、連合としてはこの問題についてはこれとよくわかりましたという、打ちとめたというふうに思っています。佐藤さんですか、連合の事務局長の御発言があったということで、撤回ということを私はいたしております。

これは私の物の考え方でございますから、例えば自由主義的保守主義を持っているからいけないとか共産主義がいけないなどということがこの世の中にあつてはいけないわけでありまして、言っている時期がこういう時期で、こういう報道をされたんだから言わなかつた方がよかったとか、護送船団よりももうちょっといい言葉を使つたらよかったとか、そういうことは私は申し上げましたが、私の信念を撤回したということとはございません。

それから、あえて申し上げておきたいのは、春闘というのはやはり結果的に働いている労働者一人一人が真に幸せになるためにあるものであって、年中行事と言つてしまわれませんが、結果的に労働組合の存在価値を高めるためにやるものであると私は思っております。

○吉川善子君 護送船団方式というのは、護送船団方式で賃金の決定を行うのは云々というふうな発言だったと思うんですが、この護送船団、きょうは防衛庁も呼んでいますが、護送船団とは何ぞやと聞いても構わないんですけれども、護送船団による賃金決定はけしからぬと、これはどういう意味なんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは先ほど私が記者会見のテープを正確に申し上げましたけれども、業績がよいところが悪いところ、悪いところを無理に引っ張り上げて出せということになったら、その企業は結果的に経営難に陥って、長い目で見れば雇用の場を失うということを護送船団と申し上げているわけですね。

結果的には一時金等で調整をされている部分がありますけれども、言うならば、五千円プラスアルファと五千円マイナスアルファというふうな賃金が、賃金というかベースアップが、大変利益を上げて配当している企業と赤字で無配の企業とがそういう形で決まってくるのはおかしいという意味のことを申し上げておりました。

○吉川善子君 要するに、護送船団方式で賃金を引き上げる、労働者の立場に対するやゆの発言だと、こういう批判もあったかもしれないけれども

も、そういう形で大臣は言われて、これは私の信念である、発言も取り消せない、撤回もしていない、このようにおっしゃいました。これはまさに大臣の信念であるかもしれないけれども、私は労働大臣としては大変遺憾を欠く発言であるということを目指したいと思ひます。

そして、大臣は、賃金決定のあり方についてだけじゃないですね、護送船団方式というものはほかの場面でも言っております。それは例えばこの委員会においても、ここまで豊かになったからには護送船団方式を労働者は捨ててもらいたい、こういうことも言われているわけで、要するに労働者に対する保護、あるいは労使が賃金を引き上げる交渉、そういうものも全部護送船団になぞらえて、労働者保護ということに対して基本的にノーという考えを示されているんじゃないか。どうですか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは全く違うんじゃないでしょうか。本当は上げてもらえるところをこういう交渉方式をやつていけば上げてもらえなくなるといふことを私は申し上げているわけですよ、私の発言というのは。

業績がいいから上げてもらえるところも、それから業績が悪いから上げられないところを逆に上げようとして真ん中あたりのところを設定するということは、本当に働く人の立場になるんだろ、か、プラスになるんだろ。そういうことをした結果、私が育ててきた中小企業では結果的に倒産をして、かえって働く人たちに働く場をお与えできなくなっているという例は私のそばにいっぱいあります。

ですから、率直に申し上げれば、働く人は五千万何百万人おられます。その中で組合の組織率は二十数%です。そして、しかもその中で連合に入っておられる方は、全労連の方もいらっしゃるから、一四%ぐらいだと私は思ひます。だから、もう少し働く人一人一人の立場に立つて賃金というものは、雇用というのとは考えてあげるべきであつて、それが私の責任だということを申し上げ

ているんです。

○吉川春子君 もう一つちよつと整理して聞きますけれども、賃金引き上げ以外の問題についても大臣はあちこちで護送船団方式ということを使つております。当委員会でも使つていられるんです。

要するに、労働者保護行政というのを空母を守る護送船団方式に例えて、そういうものは好ましくないと言つていられるんです。賃金だけじゃないでしょう。護送船団方式という言葉を使われたのは賃金だけではないですよ。

○国務大臣(伊吹文明君) どこで使つたかは正確に速記録をもつてお互いに議論すれば私はよろしいと思ひますが、例えば働き方も従来のように終身雇用制一つであつて、そしてその基準をすべて労働者が警察権的に守つていくのではなくて、希望しておられる方があれば労働時間の管理はその方に任せようというパイパスをつくるということ、私は、私は新しい時代に決して悪いことじゃないと思ひます。

だから、従来のやり方ですべて同じように扱つてくれというのは、扱わなければいけません。というのはややおかしんじゃないかという趣旨のことは私は至るところで申し上げていると思ひます。

○吉川春子君 三月十二日の当委員会の議事録で、私は通告したわけですから、ここまで豊かになつたからには護送船団方式を労働者も捨ててもらいたい。つまり、労働基準……

○国務大臣(伊吹文明君) ちよつと前後をもう少し読んでいただけますか。

○吉川春子君 笹野議員に対する答弁です。それで、賃金の引き上げの問題、賃金が労働者と使用者が両方でやつていられるその回答の前日に、そういう形で賃金、市場に大きな影響を与えるかのようなそういう発言をされる。そしてまた、賃金の引き上げだけではなくて、幾つか挙げてもいいですけれども、そういうことを護送船団方式という形で、要するに労働者が保護される、あるいは守られる、そういうことはもう捨ててもらいた

いということをお大臣がおっしゃつておられるとすれば、そうじゃなければそうじゃないと言つてください、そうだとすれば私はもう大変問題であると思ひます。

そして、労働者の任務は何か。釈迦に説法ですけれども、設置法で規定しているように、労働者の福祉と職業の確保を図ること、憲法や労基法に定められている労働者の生活と権利を守るための最大限の役割を果たすべき省庁じゃないですか。労働者を頼りにしなかつたら労働者はどうしたらいいんですか。その最高の責任者の労働大臣が護送船団方式はやめよう、こういうことを繰り返しておっしゃるのはいかがなことがか。

私ももう何年も労働委員会をやつていられるんですけど、例えば歴代の自民党出身の大臣でも九二年の春闘のときに近藤労働大臣が労働者の賃上げを激励する発言を行いました。私は、それは労働大臣にも直接会いましたし、伺いました。委員会でもおっしゃいました。そして、亀井運輸大臣も、アルバイトスチュワーデスが三年前に導入されたときに賃金や労働条件の問題について発言をして、正規雇用にしなきゃいけないと、その発言自体全部私はよしとするものではありませんでした。でも、そういう立場で発言をされているわけですから。

だから、労働大臣というのはそういうものなんです。労働者の立場に立つてやつたり物を言う。それを護送船団方式だとか言つて、労使で決めるべき賃金についてまで財界寄りの、限らない財界寄りのニュアンスを含めた発言を行うことは、私は労働大臣としての何というんですか、資格が問われる問題でもあると思ひます。ここは取り消すなら取り消してください。護送船団方式という発言、取り消してください。

○国務大臣(伊吹文明君) 取り消すことはいました。取り消すことはいました。再三私は申し上げました。そして、先生が今おっしゃつたことは、全労連からいただきました抗議文書の中に亀井元運輸大臣のことも書いてあるので、私はよく承知をい

たしております。私は、労働者の設置法に従つて、労働者が本当に長い目で見て、その立場が守られ、福祉が向上し、勤務条件がよくなるべく考えて発言をいたしております。

ただ、労働者が本当によくなることを結果的に組合幹部が妨げているということについては、私は必ずしもその組合幹部の立場を守ることはいいたしません。

○吉川春子君 私は、組合幹部がどうのこうのといふことを議論しているのではなくて、組合にもいろいろありますので、そういうことではなくて、私はやっぱり労働者としては労働者の立場に立つて、憲法二十五条の生存権、そしてまた二十七条の勤労の権利及び義務、そういう立場に立つて労働者保護行政をやつていただきたい。その辺はいいんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 当然のことでございます。先生、それは。

今申し上げたように、私の記者会見の発言をありのままその場で聞いてくださったれば、今のような御発言に、失礼でございしますが、ならないと思ひます。上げるべき人たちが上げてもらえないということとはまずいからぬということ、私は申し上げているわけですから。そして、長い目で見たら結果的に雇用を失わせるようなことは働く人たちのためにやつてはならないということも申し上げていくわけですから。

ですから、私が申し上げているのは、結果的に組合幹部のための春闘はもうそろそろ終わりにして、労働者のためになる春闘をやつてほしいといふことを申し上げているんです。

○吉川春子君 私は、もう再三申し上げますけれども、労働者保護行政が労働者の役割であり、大臣の役割である。そして、今度の護送船団方式の発言も、私は委員会、予算委員会、この労働・社会政策委員会、賃金の決定に関すること以外の場でも聞いている。そのことに對して、私は護送船団方式なんという言い方は好ましくない、こういうことを強く批判しております。

す。そして、それが大臣の信念だ、撤回するつもりはないということであれば、私は労働大臣としての資格も問われかねませんよということを強く申し上げておきたいと思ひます。

駐留軍離職者法改正案関係の質問を次に行ひます。

まず、基地従業員は日本人であつても常に戦争と背中合わせで働いております。九〇年十一月、米軍は、横須賀基地で働く日本人従業員の艦船修理部の電子技術者を中東湾岸地域パレーン沖に展開中の第七艦隊の旗艦ブルーリッジに補修工事の見積りのためということで派遣を検討いたしました。結局はこれは撤回されたということがありましたが、この撤回の理由は何だったのでしょうか、そのときの状況について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(小澤毅君) 御指摘の件につきまして、平成二年の十二月、米海軍は、米艦のブルーリッジが横須賀に寄港する際に実施されます作業に際して協賛するため、パレーンにある同艦上で開催される予定の整備評価作業項目決定会議に、当初、在日米軍基地従業員を派遣する意向を持っておりましたが、結果といたしましては同従業員の派遣は行われなかったものでございます。

この従業員を派遣しなかったこととしました理由としては、米側が米軍人軍属によりまして予定されていまして整備評価作業項目決定会議を所要の期限内に行えと判断したためであるというふうにも承知しております。

また、本件に関しまして、当時の状況といたしましては、平成二年の十一月二十六日、神奈川県知事から防衛施設庁長官に付した文書で、在日米軍従業員の中東湾岸地域への出張計画については見合わせるよう早急に対米折衝してほしい旨の要請等があった事実がございます。

○吉川春子君 対米折衝をしたのですか、施設庁は、その点だけ確認します。

○政府委員(小澤毅君) そのような報道等がありましたし、また関係の行政機関からもそのような要請がありましたので、この事実についての確認を施設庁から在日米軍の方へお尋ねしたというところでございます。

○吉川春子君 何も言わなかったんですか。基地従業員を雇用するに於いての基本労務契約は、合衆国軍隊が日本国内において使用するため現地の労務を必要とするので云々というふうにしておりますので、日本の基地以外での労働は除かれてい、このように理解してよろしいですか。

○政府委員(小澤毅君) 在日米軍従業員の勤務地等の関係だと思ひますが、基本労務契約等におきましては日本国内において就労するのが原則となっておりますが、しかしながら、海外出張等を想定した規定はこの基本労務契約等にも書いてあります。

○吉川春子君 海外出張は四点ですか、挙げてください。

○政府委員(小澤毅君) どのような状況で海外出張がなされるかということでございますけれども、基本労務契約の中に書いてございますのは研修、講習、訓練、会議等とありますが、これは二つの例示でございまして、その時々状況によりましてケース・バイ・ケースで海外出張はあるものと思つております。

○吉川春子君 怪しげな答弁ですね。限定されているんじゃないんですか。

一九九七年、去年新しいガイドラインが設けられましたけれども、新ガイドラインで任務とされたのは、従来の極東有事にかつて周辺有事という地理的には無限定の概念が導入されまして、安保条約自体が憲法違反でありますけれども、さらにこの条約の地域を無限定に広げてしまひました。きょうはこの議論はやりません。

○吉川春子君 そうですね。基地労務契約の原則は、基地労務契約はそのまま変更ないと考えていいですか。

○説明員(猪俣弘司君) 日米防衛協力の指針についてのお尋ねでございますので、私の方からまずお答えさせていただきます。

この昨年九月に取りまとめられました日米防衛協力の新しい指針の別表についてお尋ねする項目の中に、「米軍施設・区域従業員の一増員」というのが確かに書いてございます。

この在日米軍従業員の一増員といふのは、今御議論ございましたけれども、周辺事態におきまして米軍の活動に対する日本の支援の一環といたしまして、日本国内での対応をするための増員ということとここに書き込まれておられるわけでございまして、日本国外への派遣ということを想定しているわけではございません。

○吉川春子君 この新ガイドラインによつて労務契約の質が基本的には変わらない、このようにとらえていいですか。

○政府委員(小澤毅君) 基本的には、現在の基本労務契約は変更しないものと思つております。

○吉川春子君 これに伴つて米軍基地で働く日本人従業員の一増員ということが盛り込まれてい、これは、周辺有事に対応して思ひやり予算で給与を払ふ労働者をさらにふやす、こういう意味ですね。

○説明員(猪俣弘司君) 先ほど米御答弁申し上げておりますとおり、一増員される、これは米軍施設・区域における日本人の従業員でございますけれども、日本の国内における施設・区域での従事ということを目的としておりますものですが、直ちにそれが危険手当という問題につながることはなからうと思つております。

○吉川春子君 基地従業員は日本政府が雇用主で一〇〇%賃金を負担しているんですけれども、他方、米軍の指揮下で働く、派遣労働契約とはちよつと違いますけれども、要するに間接雇用なんです。同時に、これらの労働者あるいは日本政府の行為には日本国憲法の枠が当然かかるわけですが、少なくとも紛争地とか戦争地域に派遣されないように米軍に対して注文をつけていく、これは当然のことではありませんか。

○政府委員(小澤毅君) 一般論として申し上げますれば、私も雇用主としての防衛施設庁といたしましては、在日米軍で働きます従業員の勤務条件や雇用面において、不安なく勤務できる状態を確保していくことは、我々の当然の立場であるというふうには思つております。

○吉川春子君 労働大臣、この項目の最後に、労働者保護行政のトップである大臣に、防衛庁長官にかつてきょうは何伺いたんですが、今防衛施設庁が、日本人の基地従業員に対して危険なところに派遣するということは基本的にはないんだ、そういう立場で臨んでいきたいという答弁がありまして、私はそのとおりだと思ふんです。

きょうは防衛庁長官がいらつしやしませんので、内閣を代表して、基地従業員に対して危険な紛争地域には送らない、そういうことを少なくとも米軍にはこれからも注文をつけていくということを一言いいたれたらと思ふんです。

○國務大臣(伊吹文明君) ただいま防衛施設庁と外務省の政府委員及び説明員から申し上げたとおりの協定内容になっているわけでございまして、安条条約というものを結び、それによつて種々の運用がなされている限り、その条約を守つ

て、また条約を具体的に動かしていくいろいろな協定を守りながらアメリカがやってくれるのは当然であつて、私は、今先生がおっしゃったようなことをアメリカが要求してくることもないだろうし、してきた場合にはそれは日本はお断りしなけれはならないのは当たり前のことだと思ひます。

○吉川春子君　では、きょうは幾つも法案がありますので、これはそういうことで、次の質問に移りたいと思ひます。防衛庁、施設庁あたりがどうございました。

次は、雇用保険法の改正案関係でございます。雇用保険制度の前身は、昭和二十二年の失業保険法による失業保険制度ということでスタートしたわけですが、そして、雇用保険制度は基本的な意義と機能においてその前身である失業保険制度の意義と機能、沿革を受け継いでいると、労働省発行の本にも書いてあります。

そこで伺ひますが、雇用失業保険制度の意義とか機能とか沿革、これは一体どういうことなのでしょう、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(征矢紀臣君)　ただいま先生御指摘ございましたように、昭和二十二年に失業保険法が制定されました、その後それが雇用保険法に変わったわけですが、失業保険法における基本的な考え方は雇用保険法にも受け継がれておるといふふうに理解いたしております。

雇用保険制度、基本的にこれは労働者が失業した場合に必要な給付を行うことによりまして再就職するまでの間の生活の安定を図るといふ、いわばセーフティーネットとしての意義を有するものであるといふふうに考えております。こうした基本的な役割を前提に、必要に応じて失業した場合の再就職の促進を図るとともに、セーフティーネットの対象であります失業という状態に陥らないようにする、そういう役割もあわせ持つものといふふうに考えております。

したがひまして、これは基本的には憲法の二十七条の勤労権を出発点として法律であるといふふうに考えております。

○吉川春子君　私は、労働省職業安定局雇用保険課編者の雇用保険法のコンメンタールを読ませていただきました。これには、「雇用保険法に関する最も權威ある理論的解説書」であると、当時の職業安定局長の若林さんが書いております。

その本によりまして、今局長も一部おっしゃいましたけれども、「近代資本主義社会の発展に伴い、使用者と労働者との分離が進んだ結果、労働者は、その有する財産である労働力を使用者に提供し、その対償として賃金を得て自らの経済生活を営むこととなるが、雇用の機会は、「失業」といふ労働者にとって非任意的な事故にたえず脅かされてゐる。失業は、「国民経済全体にとつても大きな悪影響」をもたらすし、「失業に伴う風紀の頹廢、不健康等は、社会的にも大きな問題となる」ものだといふように書いてあります。『現在の資本主義経済のもとにおいては、それはある程度不可避的な経済現象』が失業だといふふうに書いてあります。

そして、今局長がおっしゃいましたように、憲法二十七条の規定を引用して、「以上のような『失業』の性格を考慮すれば、法律論を離れればむしろ国として当然の責務であるといわなければならない」と、「労働者が失業した場合において、その生活を保障するためにできる限りの努力」を私わなくてはならないと、こゝういふふうに書いてありまして、この部分は大変格調の高いものとなっております。

そういう沿革、意義を持つ雇用保険法でありますから、国家が責任を持つ制度として国庫負担も行つてきたわけですが、しかし、失業保険としてスタートした当初の国庫負担は、負担率は三分の一であつたものをとんとん率を減らしてきまして、今回の法改正も国庫負担率の削減なんです。なぜこの国庫負担を戦後一貫してふやすことなく減らし続けてきたのか、その理由は何ででしょうか。

○政府委員(征矢紀臣君)　御指摘のとおり、失業保険法制定当時、当初国庫負担は三分の一でござ

いました。それが、昭和三十五年の法改正によりまして四分の一という形、これは保険料率千分の十六から千分の十四に引き下げてありますが、それとあわせまして国庫負担率も四分の一に引き下げて現在に至つております。

なお、その後につきましては、本則におきまして国庫負担率四分の一は変わっておりませんで、平成五年におきましてはこれを当分の間の暫定措置といたしまして、厳しい財政事情にかんがみましてこの四分の一の負担率をその二割カットといふことで、その八割といふことで五分の一にいたしております。

今回改正をお願いしております法律案におきましては、先ほど来申し上げておりますように財政構造改革を進めるといふ観点から、非常に財政事情の厳しい中で、この国庫負担率を現行の暫定措置でやっておりますものについて当分の間の三割カットをお願いするといふものであります。

○吉川春子君　諸般の厳しい財政事情と言へば全部理由がつくかといふと、私は生存権とか勤労権とかそういうものについては理由がつかないと思ふんです。経済事情が厳しくなつたときだってあつたわけですが、パールのときだってあつたし、戦後一貫して経済が進展し続けた時期もあつたわけですが、そういうときも一貫して国庫負担率は減らし続けられてきた、これは一体何事なのか。憲法の立場からいつてもとても説明にはならないのではないかと思ひますが、局長、その点はいかがですか。

○政府委員(征矢紀臣君)　憲法二十七条の勤労権の保障につきまして、先ほど申し上げましたように、具体的にはこれを国家として雇用保険法あるいは職業安定法等で実現をする、こゝういふ考え方がございまして、この国庫負担のあり方につきましては、これは私も直接憲法から出てくるものではないといふふうに理解いたします。憲法上出てくるものは雇用保険制度、こゝういふ法律、こゝういふものであらうかと思ひます。

それで、国庫負担のあり方につきましてはいろんな考え方がございまして、できるだけ多い方がいい、制度出発当初はこれは労使折半の保険料と国庫負担、それぞれ三分の一ずつであつたわけがございまして、それから御意見もございまして、ただこの点については経済社会情勢の変化、あるいは税金を出発点とします一般会計の財政事情の厳しさ、そういう中で変化を遂げてきてゐる。

あるいは、あえてもう少し申し上げれば、雇用保険の保険料率のあり方論、例えば現状におきまして非常に雇用失業情勢が厳しいわけですが、ただ諸外国と比べますと非常に安定しているといふ面がこの雇用保険の保険料率にもはね返つておりまして、例えばアメリカの雇用保険、これは使用者負担で解雇についてだけ適用ですが、料率は百分の六であります。それからヨーロッパ、ドイツ、フランス等も非常に厳しい状況にございまして、これは基本的に労使折半の保険料ですが、両者合わせましてこれも百分の六、七、そんな状況でございまして。我が国は、三事業を含めて全体で百分の一・一五でございまして、こゝういふ意味では非常に雇用保険料率も低い、そんな状況もございまして。

それから、国庫負担のあり方につきましても、諸外国の事情がどうなつてゐるかといふ点について具体的に詳しくはあれですが、我が国の国庫負担は決して少ない額ではないといふことは申し上げられるかと思ひます。

○吉川春子君　国庫負担といふことは憲法二十七条からくるものではない。これは、先ほどの格調の高い労働省発行の雇用保険法のコンメンタールが泣くといふものです。まさにこゝういふところからきてゐるんじゃないですか。しかも、経済情勢なんていつたつて、いいときだつて減らし続けてきた。これは基本的な哲学の問題、哲学の欠如であると私は指摘せざるを得ないと思ふんです。それで、具体的な数字をお伺ひいたしますけれども、求職者給付、九八年度の子算で幾らになりますか。そして、それに対する求職者給付の国庫

負担額は幾らになりますか。また、国庫負担額を現行どおりとすれば、その額は幾らになりますか。その三つの数字をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(征矢紀臣君) 平成十年度予算案におきまして、失業等給付費につきましては二兆三千九百九十五億円、またこれに係る国庫負担額につきましては二千九百三十八億円を計上いたしております。

ただいま御指摘のように、仮に失業等給付に係る国庫負担率の改正が今回提案いたしておる法案のように行われなかったものとして試算いたしますと、これは受給者が非常に厳しい雇用情勢の中でふえているというようないふことがございまして、平成十年度の国庫負担額は約四千二百億円程度となりまして、二千九百三十八億円というのは大体千二百億円の減という形になるものと考へております。

○吉川善子君 私の計算だと千二百七十八億の国庫負担の減ですね、ことし。これだけの減額を行ってしまつたということですか。

当然必要な雇用保険関連経費を計上せずこれだけの額を削減してしまつたということは、私は非常に重大な問題だと思ひます。しかも、雇用保険の単年度収支は三年連続赤字です。失業は、もう何遍も言われているように、戦後最悪です。

なぜこういう時期にわざわざ国庫負担額を削減するのか。二十七条の二項からきているんじゃないとしても、百歩譲つて、この一番困難な時期に国庫負担を千二百億も削る、これは余りといへば余りの話じゃありませんか、どうですか。

○政府委員(征矢紀臣君) 国庫負担額につきましては、十年度予算案におきまして二千九百三十八億円でございまして、これは前年に比べまして二十五億円の増、若干でございまして金額がふえております。

千二百億円の削減というふうに申し上げましたが、これは当初予算におきまして雇用保険の受給者実人員が非常にふえておりまして、九年度予算

ですと受給者実人員を六十一、二万人ぐらひで積算いたしております。ところが、これが平成九年度の実績ベースで見ますと九十万人ぐらひになっておりまして、そこで三十万人程度の予算上の数字と実績の数字の乖離がございまして、これは、したがひまして、九年度予算におきましては補正予算で対処いたしたわけでございまして、その補正予算で対処いたしました金額が先ほど申し上げましたような金額に近いと、こういうことでございまして。

財政構造改革法におきまして、社会保障関係費の増加額を当初予算ベースでできる限り抑制する、こういうことを基本的な考え方として雇用保険の国庫負担のあり方について検討せよと、こういうのがその法律の十二条でございまして、したがひまして、そういう観点からいいますと、当初予算の積算がもう補正を当然前提とする、こういう予算の組み方、これは今言ひました趣旨に反するといふことがございまして、その点を考慮して、今回国庫負担についての削減をお願いしているところであります。

○吉川善子君 財政構造改革法を去年の臨時国会でやりまして、社会保障関係は八千億の当然増があるにもかかわらず三千億しか認められなかった。あと五千億どこで削るんだらうと私はあのとき不思議に思つていたら、雇用保険そのほかもありまして、合わせて約千五百億ぐらひここで削られてしまふ。本当にこれでは労働者の生活にとつて大変だといふことを言わざるを得ないんです。その財政構造改革法が、同僚委員からも質問が出ましたけれども、改正論議がいろいろ言われるようになっております。

私は、そもそも今の社会保障費の削減、医療費値上げなどが景気を冷やした原因の一つである、消費税率の引き上げもそうだと、この指摘は正しいと思ひます。まさにそういうことだと思ひます。

国民の将来設計を不安にしたという点で、社会保障費を削るということは間違ひなんです。それ

で、やっぱり財源法を見直すという必要が絶対あると思ひます。その見直すべきポイントは、この社会保障の削減を見直す、こういうことだと思ひます。

大臣のお答えは先ほど来伺つていますので大体わかつていますけれども、この社会保障の削減という財政構造改革のことはぜひ見直してもらいたいと思ひます。それをまずお話ししておきたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) まず八千億、三千億の話は、これは厚生省所管の話なんです。厚生省の予算を、制度的な改正を加えなければ、九年度に比べてこれは約八千億ふえます。しかし、それを、他の省庁の予算はすべて伸び率ゼロとか、公共事業のように七割減にはしますけれども、厚生省だけは三千億だけふやしますといふことであつて、今申し上げた国庫負担の労働者の分はまた別な話なんです。それをまずお話ししておきたいと思ひます。

それから、実はこの雇用保険制度が始まつた昭和二十二年、今先生がおっしゃつたように、このときの保険料率は千分の二十一なんです。そして、今保険料率は御承知のように千分の十一・五になつています。そして、千分の二十二のときに

国庫負担率は三分の一でした。そして、今国庫負担率は御承知のようないふ調整を経て現在のように少なくなつてきています。保険料率も国庫負担率も、両方とも制度の定着に応じて下がつてきているといふ、流れとしてはそういうことなんです。

そこで、国庫負担といふものを、これは国民の税金でございまして、国庫負担を減らすなどいふことでございまして、共産党の御主張は、よく防衛費を削減したら出てくるという話になるわけなんです。どこかを減らさない限り、国庫負担を減らすなどいふことであれば増税しないといふきないんです。家計簿と一緒になんです。

そこで、どこをやりくりをするかといふのが構造改革の法案の話であつて、構造改革法案を見直すときに社会保障のところを削減しないといふ

にしろといふのは、それは先生や先生の党としてはずっと一貫して変わらなかつた御主張でございまして、私はそのことはそのこととして御主張はよくわかつておりますが、であればその財源をどこから持つてくるんだという話がないと、実は国家といふものは動かないわけなんです。やはりそのバランスをとりながらやつていこうといふわけでございまして。苦しいときでございまして、少いずつ分担をしていふのが今回のこの国庫負担の削減であるというのが今回のこのありがたいと思ひます。

○吉川善子君 私たちは、象徴的に防衛費を削れといふことを言ひます。それから、いろいろむだ遣いの点も、それから大企業の補助金とか軍事費とか、もう細かい予算の組み替え案も出してありますので、ぜひごらんいただきたいと思ひます。

そういうことで、やっぱり予算といふのはどこへ使うかなんです。だれのために使うか。そういう立場で私は、労働者のために、障害者のために、そういうところへ使うべきだといふことで一貫して質問しているんですけれども、財政構造改革の問題はまさにそういうことを指摘しておきたいと思ひます。

それで、雇用保険、失業関係の問題でいいますと、今最も深刻なのは中高年の問題です。きょうですか、山一証券の廃業の日で、大臣も記者会見をされておりましたけれども、中高年の社員再就職が大変困難です。報道によりますと、五十歳以上の再就職は四分の一しか決まつていないといふふうな言ひが出ています。

大臣、山一証券の失業の実態について記者会見で何か御発表になつたようでございまして、けれども、非常に中高年の労働者の再雇用が深刻だといふ点では認識は変わらなかつたんじゃないんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 私が、きょう閣議後に新聞記者の諸君の質問に答えて申し上げたのは、山一の再就職率は、三月二十日現在で、希望しておられる方の七〇%です。ただし、今後、山一証券の営業譲渡、つまり一部分を人ぐるみ引き受

けるというオファーがかなり来ております。これだと職種を変わらなくても移れますから、今後の推移をもう少し見ていきたいと思います。

ただ、山一という大きな企業だから労働省は仕事をしたいという立場ではないんであって、中高年齢の方は、中小企業であれ、組合を結成しておられない方であれ、一番今厳しいところであるので、その方々の雇用の場を積極的に掘り出すために労働省の出先である職安やあるいは各界の労働関係部局は、従来のように座って求人と求職が来るのを待っていてお見合いをさせるというやり方はもうやめました。みずから打って出て、少しでもお仕事がありませんかというのを探してい

きましよう。そして、そのお仕事を中高年齢の方に御紹介するというところに力を入れますということとを申し上げて、実は先月からそのことを始めておるんですが、集計が来月の半ばごろに出てまいりますので、より一層頑張つてやっていくということをお願いいたします。

○吉川春子君 そのことについてもう少しお尋ねしたいんですが、まず具体的な数字をお伺いいたします。

九七年の四十五歳以上の労働者の全雇用者に占める割合という総務庁の調査があるんですけども、企業規模別に四十五歳以上の労働者の占める割合の数字をつかんでおられますか。

○政府委員(征矢紀臣君) 総務庁統計局の労働力調査によりますと、平成九年の非農林業雇用者のうち四十五歳以上の割合は四一・七%であります。これを企業規模別に見ますと、一人から二十九人規模で四七・七%、三十人から四百九十九人規模では四一・二%、五百人以上規模では三五・一%と、小規模ほど四十五歳以上の割合が高くなっております。

○吉川春子君 今おっしゃいましたように、小規模ほど四十五歳以上の労働者の比率は高くなっております。中小企業がこういう労働者を抱えているという数字があらわれております。

ところで、日経連が調査して四百八十六社から

回答が来たという、新時代の日本的経営についてのフォローアップ調査報告によりますと、労働需給についての現状と今後の動向について五十歳代の労働者が過剰であると言った企業は何%あるか、この結果が数字で示されております。

それによりますと、これは技能、事務、管理・監督というふうに分けていますので、五千人以上の企業、大企業では、五十歳以上の労働者が過剰であると答えているのが、技能では六五・九%、事務では五五・二%、管理・監督では六一・四%という数字になっております。それに比べて五百人未満の中小企業では、技能では四三・三%、事務では三七・七%、管理・監督では三九・七%というふうな、五十歳以上の労働者が過剰であるとする意識はむしろ中小企業の方が少なく、大企業の方がもう余っている余っている、こういう数字となっております。

そういうことは、恐らく大企業では早期退職優遇制度とか、もう五十歳を過ぎたら大企業にはいられない。いろんなところに転籍なり、あるいは再就職なりさせられているという労働者が私の周りにもたくさんいるんですけども、こういう日経連のフォローアップと今の総務庁の数字を比較してみますと、実際に中高年の労働者を抱えているのは中小企業、しかし余っている余っていると言っているのは大企業、こういう結果が浮き彫りになっていきますけれども、局長でも大臣でも、そういう印象を受けませんか。

○政府委員(征矢紀臣君) おっしゃる通りに、高年齢の方が働く場としては中小企業がかなり高齢者の方を活用している、こういう実態があるかと思ひます。そういう場合には、例えば定年年齢等も余りこだわらずに働いていただくとか、そんなケースもいろいろあるようでございまして、先生御指摘のように、この調査等から見ますとやはりそういうことも推測されるのではなからうかというふうに考えております。

○吉川春子君 それで、私は大企業ほど中高年の

労働者の比率が低いという現状を変えていかなくてはならない、そうでないと雇用情勢はもっと大変になるだろうというふうに思うわけです。私が労働大臣に申し上げたいのは、大企業に中高年労働者の雇用を図るように強く指導してもらいたい、申し入れをしてもらいたいというふうに思うわけです。

労働省は、例えば女子学生の就職差別問題では積極的に企業に是正の申し入れをしたり指導をしたりしてきました。それは私の立場からいうと十分だなという点はいっぱいあるんですけども、しかし女子学生が何遍も労働省に行つて、それで個別的に解決した事例もあるし、また労働省として大企業にセクハラ質問はやめよとか女子差別をするなとかいうことを割合やつてこられたわけなんです。今、そういうことももっとも継続していく必要があるんですけども、中高年労働者がこういう困難なところに立たされていて、失業率も高いわけなんです。そういうときに大企業にもっと中高年労働者を積極的に雇うようにぜひ労働省として、大臣として働きかけていただきたいと思うんです。

大臣は、さっきも、職安で待っている雇用は来ないんだ、積極的に開拓しなきゃならないんだと、こういうこともおっしゃっているわけですか、大臣が先頭に立つてこういうことをおやりになったらいかがかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(征矢紀臣君) 先生の御指摘もわかるわけですが、ただ一方で、行政指導につきましましては、一般的にきちんと法律に根拠のある形ですべきである、こういうのが最近の考え方でございます。

そういう観点からいきますと、女子学生等につきましては御承知のように均等法等に基づいて行っているわけですが、高齢者雇用安定法等に基づきまして高齢者の指導、これは助成金もあわせて今後とも積極的に対処してまいりたいというふうに考えております。

それから、一般論として中年の方が非常に厳しいという実情もあるわけですが、特に、戦後のいわゆる団塊世代の方が五十歳代になって、しかもこれが高度成長期にいわばホワイトカラー層に集中されている、こういう経緯の中で、そこに厳しさがあらわれているわけでございしますが、諸般の経済情勢の中で、一律に一般的に雇用を継続しろという指導もなかなか難しいわけではございません。

その辺のところについて、私も基本的にはホワイトカラーあるいは中高年の雇用問題が非常に深刻であるということ踏まえながら対策をとっているところであります。

○吉川春子君 労働省はかつては中高年労働者の法定雇用率というのを決めていたんですけど、今は障害者だけですけれども、そういうことを廃止して、法律の根拠をみずからなくすようなことをやったわけなんです。

私は、護送船団方式なんという大胆不敵なこういう発言をなさる大臣が大企業に対しては堂々と物を言っていたらいいなと思うんです。そういう形で法律の根拠がないなどというのは官僚のおっしゃることであるかもしれないが、政治家として大臣はやはり中高年労働者を積極的に雇えと、こういうことを大企業に向かってぜひ言っていたきたい。そのことを大臣から最後に答弁をいただいて、質問を終わります。

○国務大臣(伊吹文明君) 昔と違ひまして、もう先生御承知のように、六十歳定年というのは義務づけられているわけでして、現に働いている人たちが労働基準法の規定に反して退職を余儀なくされるようなことは、これは我々法律に従つてきちつと処置をさせていただきたいと思ひますし、六十五歳まで何らかの形で継続雇用をしていただきたいというところは再三にわたって私が経済団体に対して申し上げております。

そこで、何らかの形で六十五歳まで働けるような仕組みをつくってくださっている企業は大体八割までできてきました。しかし、希望しておられ

るけれども、六十五歳まですべて働けるという企業はまだ二十数%しかないんです。したがって、そういうことが可能になるような市場経済の、またこれを言うとしかられますが、市場経済の世の中でございますから、そういうことが可能になるような経済をまずきつりとつくり上げると同時に、当然、中高年齢の方々を冷たくしている会社は、十年か十五年して少子化のところは働く労働者の年齢に入ってきたときには、必ず赤っ恥をかきますよということを私は再三申し上げております。

○都議議員 私もきょうは雇用保険法の失業等給付に係る国庫負担の引き下げの問題を中心に質問をしたいということで考えておたわけでございますが、先ほど来既に各先生方からこの問題は取り上げられておまして、またきのう少し説明を受けましたら、こんなものかなというふうな印象を持ったわけでございます。ただ、先ほど来大臣初め御答弁を聞いておまして、これはもう少し幾つか考え方を確かめさせていただかなければいけない。こんなことで、当初五問を質問通告させていたしまして、あときょうのお昼にまた一問実は追加をさせていただいたわけですが、それを中心にお聞きをしたいと思っております。

まず初めに、先週の金曜日、閣議終了後発表になりました雇用失業統計で、失業率が三・六%ということで戦後最悪の状況になりましたし、有効求人倍率も〇・六一倍ということで、七カ月間にわたって連続下がり続けてきている状況でございます。大変厳しい雇用失業情勢にあるのではないかと、こんなふうに考えておりますが、これについて労働大臣はどういうふうにお受けとめておられるか、また今後どういうふうに見通しを持たれるのか、その点についてまず冒頭お聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(伊吹文明君) 出てまいりました失業率三・六、有効求人倍率〇・六一という数字は、我々は日本国で仕事をし、日本国で生活をしているわけですから、その歴史の流れから見ると非常

にやはり厳しい数字だと、これは当然そのように受けとめております。

そこで、中長期的にはベンチャーの育成であるとか、あるいは規制緩和による新しい企業の立ち上がりであるとか、あるいはまた介護のような政策的に新しい職場をつくり出す努力とかというこによって雇用吸収というのは図られると思いますが、当面はやはり経済政策の動きによって雇用というのは左右されるということでございまして

そこで、労働省としてはもちろん、先生は労働省でお仕事をなさったのでよく御承知のように、マッチングをできるだけやるとか、雇用調整助成金制度を使うとか、いろいろなことはやるわけでございすけれども、やはり基本的には経済政策の結果、有効需要がどういうふうに動いていくかという見通しによってこれはもう完全に左右されると思っております。そこで、そうすると、現在の景気が悪いという原因は一体何なんだという議論になつてくるわけだと思っております。

そこで、消費性向というのは御承知のように、昨年は七二・七三であったのではないかと思いますが、今は六八・八四に下がっております。したがって、ほぼ消費性向は百分の五、五%ばかり落ち込んでいます。一方、可処分所得は基本的に超勤等が減ってきておりますから私はむしろ落ち込んでいないんじゃないかという気がいたします。それにしても可処分所得を下げていると、暮らしていけないというところだと可処分所得が下がれば当然消費性向は上がってくるわけなんです。それが下がってきているわけですから、これはよく言われるように将来に対する不安、特に雇用、それから生活、こういうものに対する不安があつて、それに備えておられる防衛的な姿勢だと思っております。

その原因は、私はやはりバブルの後遺症による金融を中心とした構造的な不安感の原因にあると思っております。まず三十兆円という公的資金導入

のスキームがどのように動いていくかということが一つございす。これによって貸し渋りというものが解消されて、自分の御主人の勤めている会社の先行きが安心だとか、自分のお店がもたらした手形が不渡りになることはないとか、こういう感じが少し出てこないという局面かなという気が一ついたします。

それから、今お願いをしております予算に、バブルの後遺症である動かなくなっている土地を動かすためのいろいろな税制が入っております。これがどういう形で民間の方々に受けとめられるかということ、そのあたりを少し見きわめたいとなかなか率直なところ答へがでないというのがある。先行きに対する私の今の見通しなんです。

○都議議員 今、大臣が言われたように、消費性向が落ちているという話、きょう私も大和総研のレポートをきょうと拝見いたしました。確かに実質というか、修正消費性向というのがかなり顕著に低減を続けてきているという状況がありまして、実際の消費性向、こういふものについては九〇年ごろからほぼ横ばいで八七%というふうな数字が出ております。修正消費性向ということで、これは家計最終消費支出から医療保険支出とか、あるいはまた娯楽家賃、こういったものを修正したものでいきますと大体六五%ぐらいに非常に顕著に下がってきておられるわけでございす。

こころの状況は、実際のところは、特に最近の動きとして国民の将来の期待所得といったものがかなり落ちてきているのではないかと、これは裏返すと、将来の国民負担増といったものが、経済学的に言う合理的期待形成仮説ということによって、ルトインをされてきているから、幾ら笛を吹いても消費性向が上がってこない、こういう状況ではないか、こんなお話をきょうと聞いたことがあるわけでございます。今までのような需要サイドの対策というよりは、むしろ供給サイドの対策が必要ではないか。こういうことになりまして、これはちよつとこの委員会の議論ではなくて、公共事業で本当に景気がよくなるのと、こういう議論に

私はなつていく、こう思ひまして、これはまた別途の機会でありたいと思つております。

今、大臣が言われたように、なかなか見通しが立たないところがありますが、こういう形で経済が推移していくということになりますと、この有効求人倍率〇・六一倍、失業率が三・六%という戦後最悪の昭和二十八年以降の比較可能な統計数字ということで戦後最悪の状況になつたわけで、二十七日の金曜日の夕刊各紙面とも大体一面トップでその問題を大きく取り上げておたわけでございます。

ただ、その割には余りにも緊張感が今欠けているのではないかと。例えば、第一次オイルショックの後、それから、あるいは第二次オイルショックの後、そしてまた円高不況のときも雇用問題が大変だと、だからこそ十万人雇用創出計画とか、あるいは雇用支援トータルプランとかいろいろな対策を打ち出してきたのに、今本当にどういう対策を打とうとしているのか、何かこのままですと緊張感のないまま行つてしまいかねないような気がしてならないわけでございす。

昨年の秋の臨時国会のときも、経企庁長官は景気は相変わらず回復傾向ですという状況を繰り返して言つておた。そんな認識で今の雇用失業情勢を受けとめておると、年が明けたらこういう大変な状況になつてしまったことになるわけですから、政府の方々が余り後手後手の対応というところとでやられるんだったら、せめて参議院の労働・社会政策委員会でも先手先手に物事を打つていく必要があるんじゃないかというところで、私自身は労働・社会政策委員長に、ぜひこの雇用失業問題の集中審議をこの委員会で行つていただきますように、この場をかりてお願いをしておきたい、こういうふうに思ひます。

それで、失業率が大変厳しい状況の中で、先ほどからも御指摘ありましたように、今後また失業給付に係る国庫負担を引き下げる、こういうことになりまして、その趣旨については既に何度かもう御答弁をいただいておりますので、それは割愛

をさせていただいて、私が疑問に思うのは、大臣の先ほどの答弁を聞いておいて、税金で賄われるいわゆる一般会計、国庫支出である、こういうことをおっしゃられるわけですが、特に、何か一般の雇用労働者に対して割と厳しい見方を持っておられるのではないかと、こういう印象を受けました。

それで、最初にお聞きしたのは、実は今回雇用保険法と船員保険法の一部改正と、こういうことでございますけれども、船員保険の方については国庫負担割合は現状の八割というふうな形になつておるわけでございます。雇用保険の方の失業等給付に係る国庫負担割合は現状の七割に下げるといふことは——失礼しました、ちょっと今誤解があつたらいけませんけれども、船員保険の方はたしか本則率の八割ということでございますね。

ところが、今問題になつております雇用保険の国庫負担割合は、今既に本則率が下がつてゐるのにさらに七割にするという状況になつておるわけですから、そうするとかなりギャップが出てくるわけでございます。それは船員保険の財政の問題もあるかもしれませんが、そこら辺のところは著しく一般の雇用労働者に対して不公平ではないか、こういう点についてはどうお考えになられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 今の船員保険と雇用保険の国庫補助率の関係については後ほど政府委員からお答えさせていただきますが、今先生がおっしゃつた一般の労働者に対して厳しいというところはございませぬ。私はむしろそうじゃない立場で予算折衝やなんかを頑張つてきたわけなんです。

例えば、一般の大きな企業で働く人たちの命と健康を守る健康保険は、一般の国民の税金から入れている国庫補助率はゼロです。それから厚生年金、これも補助率はゼロです。そして、年金でいへば基礎年金、すべての国民が受け取る基礎年金、そして厚生年金の中の基礎年金部分、これは補助率が給付に対してきちつとつてゐるわけでは

す。つまり、保険というのは、特定の受益者がお集まりになつて保険料をお払いになるというのを国がお世話しながら特別会計として運営してゐるわけなんです。

したがつて、雇用保険については、再三申し上げておりますように自営業者とか公務員の方々は所得税は納めておられますが、この対象の外におられるんです。そういう方の税金を一部の働く人たちのというか、そこへ入れていくにはおのずからやはりそれなりの理由づけがなければならぬわけであつて、国庫負担を削減しなければ一般の方の、雇用保険の恩恵を受けない方々を含めた税負担を上げていかなければならぬわけですから、いろいろなバランスの中から、大蔵省の申しとおつたのに、抵抗に抵抗を重ねて、ここで食ひとめた。

そして、将来、保険料率をもしさねばならぬというところになつた場合には、補助率の問題についてはもう一度大蔵大臣に検討してもらわねばならないということも申し上げて、大蔵大臣もそれを重く受けとめると。こういうお話の中で、給付そのものの額を変えないという前提で今回の措置をしたわけですから、冷たいなというところは毛頭ございませぬので、誤解のないようにしておいてください。

○政府委員(征矢紀臣君) ただいま国庫負担のあり方について御質問がございましたが、船員保険の失業部門につきましては、これは率直に申し上げまして保険集団の規模が極めて小さくて単一の業種で構成されております。最近の事情が非常に厳しいものですから、失業保険金の受給率が高くて、したがつて、保険料の料率も雇用保険に比べて相当高くなつております。そういう中で、財政赤字が続いてきております。保険財政の構造が脆弱である、そういうことから負担率が高い、こういうことでございます。

従来はなかつたんですが、最近、その累積赤字が解消してきて、若干黒字のところまで来たものですから、今回、負担率を十分の八に下げる、こ

んなふうになつたというふうに承知しております。したがつて、単純に被保険者が不公平であるというふうなことは必ずしも言えないのではないかと、こういうふうに考えております。

○都議議員 今お答えいただきましたが、労働大臣、健康保険には国庫補助ゼロだと、こういうお話ですけれども……

○国務大臣(伊吹文明君) 運営費補助は別ですよ、給付についてです。

○都議議員 給付についてですか。
給付の面というか、例えばこれが、平成十年度予算及び財政投融資計画の説明という資料ですが、その説明の中で、社会保険費ということでは、そのうち厚生年金が九千九百三十億、そのうち健康保険特別会計繰り入れで九千八百七十億、健康保険の国庫補助が九千六十億という状況です。それから、業務取扱費財源として八百億、こういうふうに入つておるわけでございます。その給付の問題ももしませんけれども、雇用保険の方は、ではその給付の問題、そういう問題も込み込みの話があるかもしれないけれども、そういう話ではないんじゃないか。

それから、厚生年金の方についても、これは厚生年金保険国庫負担金ということで二兆八千三百億、こういうふうな話には実はなつておるわけでございます。

○国務大臣(伊吹文明君) それは全然違ふんです。

○都議議員 あ、そうですか。
大臣の方から、ちよつとお答えをいただけますか。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、先生がおっしゃつたのは、結果的には国民健康保険です。地方自治体が行つております国民健康保険の給付に対する助成金です。

それから、厚生年金に入つてゐるのに見えますが、それは厚生年金の基礎年金部分です。つまり、厚生年金というのは二階建てになつております、大企業の方は。しかし、一般の自営業の方は

一階だけです。その一階の部分の給付について、給付額の一定割合を補助してゐる、そのお金です。したがつて、厚生年金の二階建ての部分については助成金は入つておりません。

それから、大きな企業がやつておられる健康保険、いわゆる健保組合というものは事業主と、それから御本人とが保険料を折半しておられます。そして、健康にお働きになつて、かなり収入も高い方々が多いですから、このことだけあれば本来黒字で運営できるんです。ところが、国民健康保険は退職をされた方とか自由業の方があつて、雇用主が実はないわけです。その部分を見ているのが、先生が今お読みになつたお金です。

○都議議員 今そういうふうにおっしゃられましたけれども、その仕組みとして、国民健康保険のそういう部分とか、あるいはまた厚生年金の一階建ての部分、こういうふうなお話でございまして、確かに二階建ての部分はそれは報酬比例部分になつてくるわけですから、それぞれ高いところが納めればよい。ただ、現実に基礎年金部分、一階建ての部分だつて結局皆さん同じような話ではないのかというふうな話になります。ちよつとこの話は長くやるとほかのところに行けませんので、いづれまた私ももう一度勉強して議論をしたい、こう思ひます。

あと、それから、先ほど大臣が例に挙げておられた国家公務員が税金を納めてゐる、それから自営業者も税金を納めてゐる。こういう形の中で、雇用保険をもらう人たちにだけ一般会計の国庫から補助金という国庫負担金が行くというのは、それは理由づけが必要だ、こういうふうには言われました。

ただ、国家公務員も現実に失業をするという場合があるわけでございます。これは総務庁の方に聞きますと、もともと公務員制度というのは失業することを前提としていないと言ひながら、実際には失業するケースはあるわけです。現実に懲戒免職になつたケースもあるし、あるいはまた、今のところ余りないかもしれませんが、整理退職

というふうなケースだつて退職手当法の方では想定をしてそういう規定をつくっておるわけです。さらに、実際に例えれば、聞いたところでは大体五ないし六年勤務の若い方がもし退職をするというふうになつたら、結局退職手当をもらいますけれども、若い方ですから、それが例えば九十日分の雇用保険の額に達しないということであれば、その部分は差額をちゃんと支給することになつてゐるわけです。ではそれはだれが支給するのといふたら、それは税金の中から支給することにゐるわけでございます。それはだから全額実質は国庫負担ということになるわけです。

だから、そもそも公務員について雇用保険法といった仕組みが適用になつていない。ただ、では本当にそれでいいのと言われたら、現に失業する人たちがいるわけですから、そこら辺は全体の制度の問題があるかもしれないし、退職手当法の法制的仕方の問題かもしれない。

ただ、それでもやっぱりそういう形で一部かもしないけれども、実際に公務員で自己都合退職、あるいはいろいろな理由で退職した人が、雇用保険というものがなく、仕事を探している期間本当に生活の安定が図られるのかと言われたら、国庫が全額九割面倒を見る、こういうことになるわけ。その点からいっても、先ほど大臣が言つておられたお話というのはいかがなのかというふうな気がいたします。

○国務大臣(伊吹文明) ちよつと誤解があると困るんですが、年金のお話を今先生されましたが、日本の法律では国民年金になつております。したがつて、国民年金という基礎年金は皆年金でございます。特定のグループだけを特別会計で囲い込んだものではございません。したがつて、国民すべての税金から給付に対して補助金を入れるというのはそれなりの公平の原則が確立しているわけです。

そうじゃない一部のの方々に補助金を入れるというか一般の財源を入れるというところについては、私は必ずしもそれはすべていけないとは言つてい

ないです。その制度を定着させるとか、あるいはその制度が他とのバランスからいってどうしても無理だとか、何かやつぱりいろいろな理由が一方でなければならぬし、それから国家全体の、一般会計全体の収支の状況を見ながら配慮しないと結果的に一部の、一部と言つていけません。今回の場合は約五千万人の働く方々のところへ、自営業の方も税金を納めておられるわけですから、その税金を持つていくについてはいろいろ配慮する点があつた上で決まつていくんだということとを申し上げてゐるんで、国庫補助そのものを否定しているわけじゃありません。

○都築議員 大臣のお考えはわかつておりますが、ただ、今回の状況はいろいろな問題がありましようから、特に取り立てて申し上げませんけれども、最後のところで御見解を承りたい、こう思ひます。

一番大事なところは、例えば、今国民がそれぞれどういふふうに整理されるかという、雇用労働者、自営業者、国家公務員、地方公務員、いろいろな形で全国一億二千五百万が区分されます。それで、雇用労働者については雇用保険制度があつて対応する、それから国家公務員については退職手当法の形で失業したときのあれを、では自営業者が失業したときはどうするか、こういうふうな話があります。

結局、自営業も景気が悪くなつて、あるいは経営に失敗してつぶれてしまつたという状況になつたときはどうやつてその生活の安定を図るのかといったときは、雇用労働者でも国家公務員でも最後の段階は生活保護というふうな形でカバーする形になるわけです。そこからは全額あるいは国費で生活の安定を図るわけですから、それなりの雇用保険という形で、それぞれ拠出金を労使折半で出してもらつてやつてゐるにしても、それなりの比重といつたものを、勤労者対策、労働政策としてしっかりとしたものを持つていないといけないうのではないかということを私は言いたいわけでございます。

その観点から、この国庫負担の引き下げの問題について、昨年の十二月十六日の中職審の雇用保険部会の報告で、先ほど安定局長がお答えになりましたように、雇用保険制度はセーフティーネットとして役割を果たしておるわけであつて、それを考えると国家財政における失業等給付のプライオリティーというのは相当高いといふふうに言われておるわけですから、当然配慮がなされるべきである、こういうふうな思ひです。今までの国庫負担の引き下げの推移などを見てみると、この配慮が本当に十分なされてゐるかどうかといふふうな印象を受けるわけであつて、その点についてちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明) 細かな数字が必要ならば政府委員からお答えをさせますが、先ほど吉川先生の御質問にもありましたように、最初この制度ができたときの国庫負担率は三分の一だつたんです。しかし、そのときの保険料も千分の二十二であつたと思ひます。そして、制度の定着を図るべく国庫補助を入れたながら、国庫補助はずつと御指摘のように落ちてきております。しかし、同時に保険料率もまた今千分の十一・五になつてゐるわけなんです。

結果的に給付の金額を落とすと、そういうことがあれば今回の国庫補助の問題については御指摘を受けたりおしかりを受けることがあつてしかるべきだと私は思ふんですが、高齢者求職給付金などのバランスをとる以外には給付そのものはさつていないわけなんです。

したがつて、そういう意味では、一般納税者の立場とそれから保険に入つておられる被保険者の立場と、両方をずつと並行的に下げてきてゐるわけであつて、私は決してどちらかの立場を一方的によくしたり悪くしたりという運営にはなつていないと思ふんです。

○都築議員 今、大臣が言われたように、確かに昭和二十二年の制度設立のときは保険料率は労使折半で千分の二十二、それで国庫負担率が三分の一と、こういう状況ですつと来ておるわけであ

が、考えてみますと、例えば雇用保険の失業給付の金額の上限とか、そういう問題についても今の生活の実態に合わせたといふふうな形で本来対応されるように今制度が相当成熟をきてゐるわけなんです。

だから、戦後の直後のときなんかは本当に国に金があつたわけですから、保険をスタートさせたつてだれが保険に入るんだと、こういう状況の中でスタートしておりますから、そうすると当然国としてやはり失業対策、そしてまた失業者の生活安定対策、こういうことで三分の一負担になつてきた。ところが、高度成長期などを経てかなり制度も熟してきた、こういう状況の中で国庫の負担率といつたものを引き下げる、あるいはまた保険料で十分賄つていくところも出てきてゐるじゃないか、こういったことがあつたかもしれないです。

ただ、本当に戦後と、あるいは高度成長期と今日とを比べて、当時の物価水準と今の生活、毎日の所要額、こういったものを比べたら一体どうだったのか。当時は絶対的な本当にもう窮乏状態でしたから、それでも最低限食うものは食ひなさいいけないから、やつぱり割高なものだったのか。ただ、今かなり豊かになつてきた状況の中で、ここまで下げて大丈夫だ、こういう状況になつてきているのかなという印象があるわけなんです。

ただ、それは言いながら、冒頭に私がお尋ねをしたように、今の失業率三・六%、大変厳しい状況であります。大和総研が三月二十三日にまとめたレポートでいいますと、第百十六回日本経済予測、こういうことでございますが、九八年度の予測が、もう既にこの時点で失業率は三・七%。そして九九年度の予測が、これがケース一としては補正予算で公共投資四兆円、あるいはケース二が公共投資四兆円、さらに所得税減税五兆円というケースで試算をしても失業率が四・三%にはね上がるという状況が、こういう一民間のシンクタンクの推計であ

りますけれども、予想されるわけでございます。そうすると、その時点になるとさらに財政状況は厳しくなってくるわけでして、財政状況が厳しくなってきた中で、さあ国庫負担の比率をもとへ戻しましょうと言ったつもりでもどこにもその財源はないよというふうな話になりかねない、こう思ふんです。

ですから、今雇用保険の積立金が先ほど四兆円ほどあるということでもございましたけれども、国庫負担を下げてその四兆円をほとんど使い尽くしていつて、さあ、いざ大変な時代になったときにどこにも保険料の積み立てがないと、しかも毎年度年度の収支は赤字になってしまつと、こういうことになったらそれで本当に雇用保険制度の本来的制度が生きてくるのかどうか、そこら辺のところをぜひ真剣に御検討をいただきたい、こういうふうに思ひます。

○政府委員(征矢紀臣君) 基本的な考え方として、先生御指摘のとおりだと思います。

今回の考え方は、一つには非常に厳しい財政構造改革に対処する必要があるという観点から、お答えはもう申し上げたとおりです。一定の一般会計のカットをいたしておりますが、ただ一方で、それが給付のカットにつながることは絶対に反対であるというところは確認をいたしております。給付の引き下げはしない。それからもう一つは、保険料をアップすることもやらない、保険料は当面据え置く。暫定的に今引き上げておりますが、そういうことを前提として、厳しい財政事情に対処するために国庫負担を当分の間の暫定措置として引き下げる、こういう考え方をとつたところでございます。

その考え方がとれる背景には、これは高度成長期あるいはバブル期に相当積立金が積み立っておりますので、それで対処することが可能である、こういうことでございます。ただし、今後、長期的に見た場合に未来永劫それでいくかという点につきましては、これは経済の状況いかにともよりまずけれども、現状のような厳しい状況が続いてい

くとすれば、先生おっしゃるような問題が起つてきます。

これは、給付と負担をどうするか、あるいはそれとあわせて国庫負担をどうするか。その場合には、例えば諸外国の例で見ますと、先ほど申し上げましたが、アメリカは事業主負担だけで百分の六の保険料であるとか、あるいはドイツ、フランスは労使折半ですがこれも百分の六であるとか、日本は百分の一・五ぐらいで相当保険料が低い。それから、国庫負担のあり方につきましても、確かに戦後三分の一という率の国庫負担でスタートして下がってきておりますが、ただ、先進諸国の国庫負担のあり方を見た場合に、日本の現状の国庫負担は決して低い額ではない、こういうようなこともございます。

その辺については、今回関係審議会におきまして基本的なあり方を今後とも引き続き検討していくことで、これは現在の提案を申し上げております法案を前提として、今後の課題としてそういう配慮をすべきであるということが指摘されている、こういうことでございます。

○都築讓君 それでは、最後に労働大臣にお伺いしたいんですが、今局長からも御答弁がありましたが、これからはこれから起こるのには本当に大きな構造変化、冒頭に大臣もおっしゃられたように規制緩和の問題とかそういういろいろな形で新しい雇用機会がふえてくればいいんですが、他方で規制緩和という形でいろいろなことが起こりつつある。例えば、労働者派遣事業の問題にしても、それから労働基準法が今回審議をされることになりま

すけれども、その中で裁量労働制の問題、こういったものは人々の働きぶりといったものを本当に大きく変えていくことになりま。今までの日本の企業が戦後の高度成長を経ていく過程の中で定着させてきた終身雇用慣行、長期間の雇用慣行といったものが社会保障の一つの代替措置のような機能を果たしておったと思ひますが、そういったものも地球経済化という進展の中

で大変困難に直面をしてくるだろう、こう思ふわけでございます。

そうすると、本当に労働政策、労働行政といったものがますます重要な役割を持つてくるだろうと思ふわけでございます。そんな中で、先ほど税金の使い道はそれぞれがありましてですねということで、労働行政の場合は本当に一般会計の予算というのは毎年毎年たしか削られてきておりまして、もう五千億程度だろうと、こう思ふわけでございます。

そういった状況にかんがみたら、本当に日本の経済を支え、そしてまた勤労者の家庭の生活も支えていく、そういった労働者に対して、労働行政の予算もまた必要とあらばどんどんふやしていくような、諸条件が一定だから減らすんだというふうな話じゃなくて、前向きな御発言をいただければお伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 我が国がどのような国を目指すのかという国民的な合意が一つは必要だと思ふんです。スウェーデン型のかなり行き届いたやり方だけれども、国民負担率は七〇%という行き方であるのか、アメリカ的なやり方であるのか、私はやはり日本型のやり方でありたいなと基本的には思っているわけです。

なるほど終身雇用制度というのは、不況期には企業にある意味ではつらい制度なのかも知れませんが、せんけれども、日本人は実はそういうコストパフォーマンスの上で不利な制度でありながら、なおかつ国際競争を勝ち抜いて今日のような行き届いた制度の国を諸先輩がつくってくださったと思います。

それは、基本的には日本人の労働力としてという表現はいいかどうか分かりませんが、平均レベルとしてみれば、私は人間としての質の高さにあつたと思ふんです。だから、小学校、家庭のしつけを含めての日本人のレベルをできるだけ落とさないようにしながら、終身雇用制というものを基本的な日本の雇用の位置づけにして、そこへバ

イパスを希望する方にはつけていく。そして、またそれが守れるような日本人を基本的につくっていく、これが結果的に一番国家としては安い繁栄を確保できる道じゃないかと私は思ひます。

もちろん、必要があれば雇用保険特会の保険料の予算も使わねばなりませんし、今お話があつたような一般会計の予算も公共サービスに対する負担のあり方をどのような形で考えるかということを含めて、労働行政にお金が来ないかということにはならないように私はやりたいと思ひますから、どうぞ先生方もひとつ御協力をお願いいたします。

○都築讓君 終わります。

○委員長(鹿熊安正君) 他に御発言もなければ本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鹿熊安正君) 御異議ないと認めます。これより駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鹿熊安正君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

現在の資本主義経済のもとにおいて、失業は不

可避的な経済現象であり、失業の発生原因は個人の責任ではなく社会経済的要因や企業のリストラ等に基づくものであります。我が国においては憲法によって生存権、勤労権が保障されており、したがって、労働者が失業した場合においてその生活を保障するためにできる限りの努力を払うことは国として当然の責務であり、雇用保険はそのための一つの制度です。今回の法改正はそれに逆らうものと言わざるを得ません。

以下、本改正案に対する反対理由を具体的に述べます。

第一の理由は、雇用保険に対する国庫負担を大幅に削減していることです。

失業給付に対する国庫負担は、憲法に由来する国の責務であるにもかかわらず、政府は国庫負担を減らし続けてきました。そして、九兆円の国民負担増など政府の失政によって景気が悪化、失業率が戦後最悪の水準である今日、求職者給付等について約千五百億円もの国庫負担を削減することは到底許されません。

第二の理由は、高齢求職者給付金を約半分に切り下げている点です。

現在六十五歳以上の失業者は平均で約七十万円ほどの一時金を受給していますが、それを半減するとは余りにも冷たい仕打ちと言わなければなりません。さらに、高齢者が在職から引退後の生活設計に向けての準備を行えるようその援助に努めると述べている労働省の高齢者職業安定対策基本方針にも反するもので、容認できません。

なお、本改正案の介護休業給付制度の創設は、育児休業給付同様、事業主の負担を免れさせるものであつてはなりません。労働者の所得保障上必要な措置だと考えます。船員保険の給付改善については当然のことであり賛成です。また、新設される教育訓練給付制度については、個々の労働者には一定の実利をもたらすものですが、教育訓練は事業主責任で行われるべきものであること、また本制度が財界の雇用流動化政策に沿うという性格を持っていることを指摘しておきたいと思

ます。

以上、本法案は幾つか評価できる点がありますが、根本的な改悪を含んでおり賛成できません。今、政府・労働省が行うべきことは、戦後最悪の失業情勢のもとで雇用対策を充実し、雇用保険制度を含む社会保障制度を充実させることであることを指摘して、反対討論を終わります。

○委員長(鹿熊安正君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鹿熊安正君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿熊安正君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

笹野貞子君から発言を求められておりますので、これを許します。笹野君。

○笹野貞子君 私は、ただいま可決されました雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民友連、公明、社会民主党・護憲連合、日本共産党、自由党及び新党さきがけの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本格的な高齢社会の到来を迎え、六十五歳現役社会の実現を図るため、六十五歳までの継続雇用の推進等高齢者雇用・就業対策の一層の充実強化に努めること。
二、労働者の自発的な職業能力開発の取組を支援するため、職業能力評価制度の一層の充実を図るとともに、教育訓練給付制度の充実に努めること。

ついで引き続き検討に努めること。

三、職業生活の円滑な継続並びに家庭生活との両立支援に資するため、育児休業及び介護休業の取得状況等を勘案しつつ、これら休業の取得促進を図るとともに、諸制度の充実について引き続き検討に努めること。
右決議する。

以上でございます。
何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(鹿熊安正君) ただいま笹野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿熊安正君) 全会一致と認めます。よつて、笹野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、伊吹労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。伊吹労働大臣。

○國務大臣(伊吹文明君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し努力してまいる所存でございます。

○委員長(鹿熊安正君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鹿熊安正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十六分散会

平成十年四月十五日印刷

平成十年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇